

# 市庁舎整備に関する調査特別委員会

## (第20回)会議録

|                    |                                                                                                                                                                                                             |     |             |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------------|
| 会 議 年 月 日          | 平成 26 年 2 月 28 日 ( 金 )                                                                                                                                                                                      |     |             |
| 開 会                | 午前 10 時 01 分                                                                                                                                                                                                | 閉 会 | 午後 5 時 58 分 |
| 場 所                | 6 階 第 1 会議室                                                                                                                                                                                                 |     |             |
| 出 席 委 員<br>( 9 名 ) | 委 員 長 中西照典 副委員長 吉田博幸<br>委 員 寺坂寛夫、伊藤幾子、桑田達也、椋田昇一<br>有松数紀、橋尾泰博、下村佳弘                                                                                                                                           |     |             |
| 欠 席 委 員            | なし                                                                                                                                                                                                          |     |             |
| 事 務 局 職 員          | 局次長：勝井節朗、議事係主任：増田和人                                                                                                                                                                                         |     |             |
| 出 席 説 明 員          | 総 務 部 長 : 羽場 恭一<br>庁 舎 整 備 局 長 : 亀屋 愛樹<br>庁 舎 整 備 局 次 長 : 中島伸一郎<br>庁 舎 整 備 局 長 補 佐 : 藏増 祐子<br>庁 舎 整 備 局 主 幹 : 宮崎 学<br>庁 舎 整 備 局 主 任 : 黒田 洋太<br>庁 舎 整 備 局 専 門 監 : 前田喜代和<br>財 産 経 営 課 主 幹 : 福井 一朗<br>兼庁舎整備局主幹 |     |             |
| 傍 聴 者              | 2 名 ( 別添のとおり )                                                                                                                                                                                              |     |             |
| 本日の会議に付した事件        | 別紙資料のとおり                                                                                                                                                                                                    |     |             |
| 備 考                |                                                                                                                                                                                                             |     |             |

## 午前10時01分 開会

中西照典 委員長 では、時間が少し過ぎましたけども、ただいまより市庁舎整備に関する調査特別委員会、第20回ですが、開催いたします。

本日の日程でございますが、先議分の説明、質疑、討論、採決を行い、続いて、26年度の当初予算の説明をお願いしております。なお、26年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配付のレジュメのとおり庁舎整備に関する調査特別委員会と予算審査特別委員会庁舎整備分科会に切りかえを行いますので、御承知ください。陳情審査および全体構想（素案）の協議は13時から行います。

また、今定例会より手順を定めて委員間討議を行うこととなりました。常任委員会でも説明があったと思いますが、いま一度申し上げます。委員間討議を行うに当たり、議事整理上及び今後の円滑な委員会運営を行うため、次に述べる何点かについて御注意願います。まず、委員間討議を希望される場合は、委員長に対して委員間討議を求める動議を行ってください。委員会の場合は委員1名でも動議は可能です。なお、議論の状況によって必要と認めた場合は、委員長より委員間討議の動議、先議を行うことがあります。また、動議ですので、いつ行っていたとしても結構ですが、委員間討議という性格上、討論が行われる前までに動議を行ってください。動議が提出された後は委員会に諮り、賛同される委員が過半数いらっしゃれば、委員間討議を行います。

それでは、先議分、議案第22号、平成25年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に関する部分の説明をお願いします。

中島次長。

- 中島伸一郎 庁舎整備次長 失礼します。そうしましたら、私のほうで補正予算のほう、説明させていただきますので、座らせていただきます。

まず、補正予算につきましては補正予算書の61ページでございます。総務費、総務管理費、財産管理費、庁舎管理費というのがございますが、今回の補正予算につきましては事業費の執行見込み、精算による費目更生が主なものでございまして、この補正予算書では読み取れませんので、こちらの庁舎整備局でつくりましたこのワンペーパーで御説明申し上げたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、主なこととしましては2つございます。まず、平成24年から25年度で専門家委員会の運営支援ということで、鳥取市庁舎整備調査検討計画策定業務というのを公募型プロポーザルで実施いたしました。平成20年度は500万円、平成27年度は700万円ということで、委託料の中の780万円に含まれているわけですが、御承知のとおり、応募がなかったということで専門家委員会で議論しまして、必要な業務ができた場合には委託すると。専門家委員会の資料とか議事作成、あるいは市民意見集約などの経費については直接経費で執行しようということにしております。

それと次に、この専門家委員会では十分に議論を尽くすということから、開催回数を予算編成当初の想定を超えてふやしております。それに伴いまして、報酬であるとかニュースの発行

であるとかテレビ放送など、こういった経費が増額しております。ただし、この庁舎整備の推進事業費、予算額1,407万2,000円でございますけども、補正での増減はございません。当初予算額と同額ということであらわしております。

ワンペーパーのほうをちょっとごらんいただきたいと思います。

簡単に御説明申し上げますけども、まず報酬がございますけども、これは専門家委員会の、先ほど申し上げましたように、当初よりかなりふえたということで、その分が増額になってございます。それと、報償費、これにつきましては当初、設計者、プロポーザル選定委員会とか基本設計の市民ワークショップ、こういったものを想定しておりましたけども、設計段階に至らないということで、そのところは減額しまして、専門家委員会で議論をスムーズに行うために事前に資料を配付して説明する学習会を4回開催しております、その部分で減額して11万9,000円の補正予算額という形になっております。

旅費につきましては、専門家委員会で先進事例を紹介するために、神戸市からおいでいただいたりとか、おいでいただけない伊勢崎市につきましては職員が視察に行って、それで専門家委員会で報告したということでございます。これの補正は行っておりません。

需用費ですけども、需用費につきましては専門家委員会ニュースが増加したこととか、市民意識調査をするために封筒とか調査票、そういったものの印刷製本費が増加しております。そういったことで324万6,000円の増額をしております。

それと、役務費ですけども、これも市民意識調査について郵券料がかかっておりますので、これも増加しております。一方、当初予算では新聞記事の記事下広告を3回分ほど計上していましたが、これにつきましては2回ということで、その分減額して、増減で235万補正増額しております。

それと、委託料でございますけども、先ほども言いましたように、当初700万円の部分が専門家委員会の運営支援委託料でしたけども、公募がなかったということで、これは減額しております。それにかわりまして、議事録作成費であるとか直接委託しております専門家委員会のぴょんぴょんで放送する収録業務、こういったものをここで支出しております。そういったものが増加しております。それと、市民意識調査の業務委託についてもここであわせて出しております、増減をして519万1,000円の減ということで、260万9,000円ということになっております。

使用料及び賃借料につきましてはそのままということでございます。

以上でございます。

中西照典 委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑を行います。質疑のある方は順次御発言をお願いします。

棕田委員。

棕田昇一 委員 今説明がありましたこの委託料の減額部分、もう1回ちょっともう少しゆっくり説明いただけますか。申しわけありません。繰り返しになりますけど。

中西照典 委員長 中島次長。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 済みません。委託ですけども、780万円のうち700万円が専門家委員

会の運営支援委託料でございました。80万円が収録業務でございました。先ほど申し上げましたように、この公募がなかったということから、これにつきましては使わないということで、それにかわりまして直接支出するということで議事録作成費として作成業務を6回行っておりますし、あと、市民意識調査もここで業務委託をしております。そういったことの増加と、あと、専門家委員会のぴょんぴょんの放送回数が4回から6回に増加しておりますので、そういったことの増加。その専門家委員会の支援業務の減額とその増加分を相殺しまして519万1,000円の減ということで260万9,000円になったということでございます。

中西照典 委員長 よろしいですか。

そのほかに質疑がある方、いらっしゃいますか。

伊藤委員。

伊藤幾子 委員 報償費の54万5,000円のところでですけども、説明の中で、最初は基本設計のプロポーザル代も含んでいたってということだったのですが、もともとのちょっと内訳はどうだったのか、教えていただけませんか。

中西照典 委員長 中島次長。

- 中島伸一郎 庁舎整備次長 失礼します。設計者選定プロポーザル報償費として、これは5,000円の6人の4回分を含んでおりました。それと、基本設計市民ワークショップ委員の報償費として3,000円の30人の4回分を含んでおりました。こういったものが主なものでございます。

中西照典 委員長 よろしいですか。

そのほかに質問がある方は。

棕田委員。

棕田昇一 委員 先ほど説明冒頭で、予算書の2は61って言われましたかね。何ページにあるけれど、そこでは読み取れないからって言われましたけど、もう1回ちょっとそこ。

中西照典 委員長 中島次長。

- 中島伸一郎 庁舎整備次長 済みません。61ページをごらんいただきますと、ここに款項目の中で、最後、庁舎管理費というのが書いてございまして、65万8,000円というのがありますけども、先ほど申し上げましたように、増減ゼロの組み替えでございまして、この65万8,000円につきましては財産経営課の所管の部分になります。出てまいりません。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 ちょっとそこでお尋ねしたいのですけれど、どういうのですかね、予算書の見方といいますか、その予算の判断といいますか、というところで、ちょっと私の不勉強があって恐縮ですが、結局、庁舎整備推進事業費として1,407万2,000円という予算が認められていると。その中でのこれ節の中での回しというのですか、費目構成の変更っていうのですか、ということですけど、これどういうのですかね、これだけ大きな金額の変動が、いわゆるこれ後づけでこの補正予算ということで提案されているのですけど、このあたりの予算の回し方というのはこれで全然、どういうのですかね、問題ないのですかね。執行部にないのですかねって問うのもあれですが、ちょっともう少し、問題があるかないという答弁っていうんじゃなくて、少しそのあたりの予算の確定と執行の流れというか仕組みといいますか、ちょっとそのあたりのこ

とを少し、私、不勉強で申しわけないですが、教えていただけるように御説明いただけますかね。

中西照典 委員長 中島次長。

- 中島伸一郎 庁舎整備次長 済みません。予算につきましては、当然議決の対象となりますものは、科目につきましては款及び項です。目、節につきましては流用に関しては法令上の特段の規則はなく、自治体の財務規則に委ねられておりまして、今回のものにつきましてはその範囲内でやらせていただきました。ただ、いろいろ専門家委員会がふえたり、プロポーザルの問題があったりしておりまして、これにつきましては第6回の調査特別委員会、5月16日開催の中でその状況と、今後、そういった組み替えも含めた補正を行いたいというような説明をさせていただいております。

中西照典 委員長 よろしいですか。棕田委員、いいですか。

橋尾委員。

橋尾泰博 委員 中島氏が説明するのはわかるけど、ぱっと見て、1,400万のこの予算で、言えば業者の公募がなかったということによって大変大きな科目変動が出てきているのだけど、ぱっと見た感じ、まあ優秀な職員だなあと思うだ、数字を上手に合わせて。これだけ大きな変更があれば、そんなに1円も誤差がないようなこういう補正の案がよう出せるなど。上手に数字を合わせとるなという印象を最初に受けるわけだが、我々は見えていて。だから、やっぱりその優秀さはわかるけども、こういう資料が出てくると非常に、何ていうのかな、いろんな面で数字合わせしているじゃないのというよううがった見方もせないかんようになってくる。だから、反対に、今、説明あったけども、たとえこの1,400万というお金の総合計は出てきているけども、こういう数字を反対に出されると、本当に細部にわたって資料提供を求めてきちっとした審査でもせないかんってな気になってくるわけですよ。そういう細かい数字出す気持ち、ある。

中西照典 委員長 橋尾委員、それはあるとかじゃなしに、どうですか、ないって言ったらそれで終わりじゃなしに、どういうあれですか。出しなさいなら資料にしてもらわんといけんだし、出せないなら、出せないことはないと思う、きちっとしとるのですね。どうですか。

亀屋局長。

- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 これについては当然、決算のときには決算審査というシステムでやられると思うのですが、執行に関して細部にわたっての資料をということであれば、それは提供させていただきますけども。

橋尾泰博 委員 じゃあ、出してください。

中西照典 委員長 それはいつ出せますか。つまり、これがどのように動いたかっていうことですね、橋尾さん。この当初予算の補正があって、これがどういうふうな形で動いていったかという流れですか、今、言っとられるのは、その資料っていうのは、**(発言する者あり)**予算のあれですからね。ですから、この組み替えがどう行われたかというその流れですか、今言っとられる資料っていうのは。

橋尾泰博 委員 さっきも言ったように、非常に優秀な資料が出てきているわけです。だけど、

反対にこういう資料を出されると、どういうふうにやったのかわからんわけよ、我々は。これだけ大幅な予算執行の変更を、さっき中島さんが言ったけども、去年の5月に業者の関係で予算を科目流用というか、ほかのことに使ってやるという話が出て、1円の誤差も出ないようなこういうことになってきているわけね。だから、反対に、その流れも含めて、今、委員長がおっしゃったけど、細かい明細の資料を出してくださいということを言っている。

中西照典 委員長 亀屋局長。

- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい、わかりました。結局、昨年5月に説明した段階では、この委託料については不執行になってしまったということで、プロポーザルの業者が見つからなかったの。それにかわる業務についてはそれぞれの質に合わせて執行させていただくので、委託料とは別の品目で執行するという形になるのです。ですから、今、おっしゃったように、執行の流れですよ、そのあたりを具体的にわかるような資料ということで提出をさせていただきたいと思います。

中西照典 委員長 ちょっと待って。橋尾さん、それは、それを見るまでは、橋尾さんとしてはこれを審議できないということですか。一つお聞きしとるのは。

橋尾委員。

橋尾泰博 委員 委員長の言われたとおりです。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 先ほど説明ありましたように、確かに法令というか規則はちゃんと守っていますということであっても、やっぱり予算書では見えない、わからないような予算の執行の仕方というのはいかがなものかと。確かに、どうですか、抽象的に、その応募がなかったからこういうふうにしますというような説明は仮にあったとしても、その具体的な中身というのがわからない。それは我々議会議員ももちろんですけど、市民に対してもやっぱりちゃんとした情報公開というのか、単に公開しますではなくて、情報提供あるいは説明責任と。特にこの庁舎の問題っていうのは、これだけ大きな関心を持たれ、紆余曲折ある意味してきているものですから、やっぱり規則を守っていただければいいというだけの行政のやり方でいいのかと。もっとやっぱり市民にちゃんとわかりやすく説明をしていく、私たちもではありますけどね。やっぱりそういうふうには私は思います。もし何か御所見があればお答えいただければいいですけど、なければ意見だけ申し上げときたいというふうに思います。

中西照典 委員長 そのほか。

では、先ほど橋尾委員が申された組み替えられたときの流れの、これは表でいいですね、をじゃあ、提出願いますかね。それまで橋尾委員は審議できないということですけども。

そのほかに何か。よろしいですか。(発言する者あり) それはですね。

では、この件につきましては、そのほかの質疑はありますか。いいですか。

それでは、そのほかの質疑はこれで終結します。今、橋尾委員が言われたその流れというのは、これは午後の部には提出できますか。じゃあ、午後の部でこれはもう一度質疑を行いたいと思いますので、それでは、この先議分の議案第22号、平成25年鳥取市一般会計補正予算については一旦ここで閉じます。

それでは次に、先ほど申しましたけど、市庁舎整備に関する調査特別委員会をここで先ほど閉じました。

午前10時25分 休憩 予算審査特別委員会庁舎整備分科会に切り替え

午後 1 時01分 再開

中西照典 委員長 市庁舎整備に関する調査特別委員会、第20回を再開いたします。

先ほど橋尾委員のほうから資料の提出がありまして、その点についての説明を、じゃあ、よろしくをお願いします。

- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 それでは失礼いたします。お手元に25年度2月補正予算資料、整備局という形で1枚物ですけども、A4横長でございますが、お配りしております。これについては、当初予算から現補正額、補正後の予算額、その間に流用という形で予算を執行させていただいています。これは当初は委託料で組んでおりました780万、これがプロポーザルでできなかったということで、該当する費目、これは事業内容を庁舎整備推進事業費、目ごとですけども、この目内で流用させてもらっているという形で執行させていただいた、今回、2月補正によって、流用しているものを正式に予算の組み替え、費目更正という形でさせてもらったという形の流れでございます。ですから、一応、補正後の予算額は上がりますけども、精算という形で、この予算額に近い形で執行は行っているということでございます。あと、年度内、3月までございますので、事務費、需用費等は若干残っているような状況でございますけども、それも今後使うという前提で予算額をこういう形で整理させていただいたという形のものを示させていただきました。

中西照典 委員長 橋尾委員、どうでしょう。よろしいですか。

橋尾委員。

橋尾泰博 委員 一つお伺いしたいのは、この1,400万強の予算の中で、当初この専門家委員会を中心とした予算が組まれたわけですけども、これは当初、総合的なプロデュースっていかコンサルタントっていか、それを募集したけども出てこなかった、応募がなかったということで、今まで従来、議会のほうで議論してきた内容等も踏まえて、専門家委員会のほうでいろいろ議論もさせていただいたわけですけども、この予算の当初の目的っていか事業の内容っていか、こういうところまで詰めたかったのだということをもう一度、確認の意味で、1点聞かせていただきたいと思います。

それから2点目は、専門家委員会の中でいろいろ議論していただく中で、この市民の意識調査っていうものが新たに出てきまして、今、これで見ますと、ざっと450万ぐらい市民意識調査に使ったのかな、ですよ。間違いありません。言え、私も専門家委員会、何回か傍聴に行かせていただいたのですけども、専門家委員会のほうも当初、市のほうが考えておられたのは、言え、こういう形の基本計画、あるいは場所もこういうところが適地だろう、それから金額的にもこれぐらいで実現可能だろうということまで本当は詰める予定だったのではないの

かなという気がしておりますけれども、専門家委員会のほうも、言えば、総合のコンサルタントが入ってこないという中で、例えば、防災なら防災の部門の議論に入るときにはその防災の専門家でもお呼びして、その部分部分での専門家を呼んで議論しようじゃないかというような話だったというふうに私は認識しとるのですけども、これもこの決算書から見ると、甲府の市役所の方が来て説明をされた。それから、来ていただけない部分については市の職員の方がその現地に行かれて資料をもらってこられたっていうような経過だろうと思うのですが、そこら辺で、専門家委員会の中でそういう専門の分野の方の、何というのですかね、お話を聞く機会等がなぜ設定されなかったのか。やっぱりその話を詰めていく中で、私は当然必要なことだったと思うし、そういうことがないからこそ専門家委員会では、言えば、3案並立みたいな形の報告書になったのではないかなという感じがしておりますので、そこら辺の科目流用をされた、この数字は出していただいたのですが、そこら辺の流れをもうちょっと詳しく聞かせてもらえますか。

中西照典 委員長 亀屋局長。

- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 市庁舎の今回の25年度の推進事業でございますけども、第3次の特別委員会の議論を踏まえまして、市のほうで改めて方向性を示すということで取り組んだ事業でございます。その中で、専門家委員会、これは24年度入っていませんけども、1月からでございますので、専門家委員会、この中で議論していただく。そこであわせて委託料ということで全体的なコンサル、こういったものをプロポーザルしたわけですけども、行えなかったということで、専門家委員会の中で取り決めたことは、いわゆる庁舎のあるべき姿、それと前提となる条件、指標、こういったものについて客観的に分析していこうじゃないかということで立ち上がったものでございます。結果として、この報告された内容を踏まえて、市が推進本部の中で各部会、いわゆる防災関係、それから市民サービス関係、こういったものの機能はやはり本庁舎には必要だというようなことから、職員で構成するわけですけども、その中で議論をさせていただいたということになっております。

それで、特に防災関係につきましては、鳥取大学の工学部の地域安全工学センターですか、こちらのほうの意見も踏まえながら、これは部会で危機管理課が中心になってやったのでございますけども、そういったところで防災のあるべき姿、こういったところは詰めていったという流れで来ておりますので、本来でしたら、委託契約したところに全体的なコンサルタントという形で進めていくというスタイルをとっておったのですけども、全て分業という形じゃないのですが、そういう形で全体構想を進めていくということで、当初の目的としましても、市としての全体の庁舎整備に対する方向性というものをお示しいこうというのが目的で今年度の事業に向かっていったものですから、内容的には達成はできたという形では考えております。

中西照典 委員長 橋尾委員、どうですか。いいですか。

橋尾委員。

橋尾泰博 委員 この設計者プロポーザルの件でちょっと1つ確認したいのですけども、言えば、公募されたけども応募がなかった。それで、私、実は何でこういうことになるのかなというような思いがあったものですから、3次の委員長もさせていただいた経験もあったもので、

ある設計のコンサルの会社にちょっと連絡とった経緯があるのです。そうすると、その業者さんが言われたのは、この鳥取の市庁舎の問題については日本設計さんが当初から入っておられると、最初の基本計画の段階ですよね。それから、第3次の検証委員会のときにも日本設計さんに随意契約を出したと。そういう流れからいって、鳥取の市庁舎問題は全国的にも有名になっておると。そういう状況の中で、設計の業界の者から、こういう公募があってもなかなか手が出せないですというのが正直なところですよというお返事いただいたのです。だから、私は当初、執行部のほうでそういう計画を練られたのだけでも、今回のように公募がないということってというのは予見できなかったのでしょうか。そこら辺、どういうふうに読んでおられたのですか。

中西照典 委員長 亀屋局長。

- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 こういう事態に陥るといことは予見できませんでした。ですから、当然、プロポーザルにすればどこか手を挙げていただけるということを期待して、今回は臨んだところでございます。

中西照典 委員長 よろしいですか。それでは……（発言する者あり）ああ、まだ。はい。これについてね。

伊藤委員。

伊藤幾子 委員 2月補正でこういう数字が上がってきたのですが、その途中で、例えば9月だったり12月だったり、そういうときに出してくるってことは無理だったのでしょうか。

中西照典 委員長 亀屋局長。

- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 事業が確定してない部分もありますので、事業というか執行上ですね、ですから、一応、この事業費としての枠というものは目的として当初組んでおったものですから、それを配分し直すという形で流用させてもらったというのが実態です。ですから、最終的に固まった段階で精算という意味ですけども、2月補正、これは大体どの事業をやっていく上でも、事業を当初組んで、途中、細々したものがありますんで、それを流用という形で執行させてもらうものですから、額はちょっと大きいって言ったら大きいかもわかりませんが、一応、目的としても当初の委託で組んでおった目的の中身を使わせてもらっているのだということ判断して、今回の2月まで精算も延ばしてきたということでございます、実態としてはです。ですから、おっしゃるように、早い時点でもう確定しとるのだったら、その段階で補正なりして減額なり増額なりということは必要なんじゃないかということも当然あると思いますけども、今回は枠の中で回るという前提で走っていったので、最終的にこれで精算させていただいたという形態をとらせていただきました。

中西照典 委員長 よろしいですか。

それでは、質疑を終結し、討論に入らせていただきます。

討論はありませんか。

棕田議員。

棕田昇一 委員 午前中のときにも申し上げましたし、先ほどの伊藤委員の御発言とも関係するのですが、額の大きさっていうだけではなくて、やっぱり非常に市政にとっても重要な課題で

あると同時に市民の関心の高いものでもあると。またそもそもこの専門委員会の設置とかいうところから、私はその時点では反対を申し上げましたけれど、というようなことで、やっぱりいろいろ議論のあるところであったわけでした、午前中申し上げましたけど、法令的には仮に違反するようなことはなくても、やっぱり市民にちゃんと情報を提供し、なおかつ説明責任を果たして、できるだけ誤解や混乱のないような市政を執行していくという観点に立つと、私はやはり今回のこのやり方については、どういのですかね、進むべき、あるべきやり方ではなかったんじゃないかと、こういうふうに思います。そういうこと、やり方の問題あるいは中身の問題含めて、私はちょっとこの補正予算には賛成できないと、こういうふうに思っております。

中西照典 委員長 反対意見ということですね。

そのほか討論。

有松委員。

有松数紀 委員 今、棕田委員がおっしゃった部分も一理あるのかなという感じで聞かせていただきました。ただ、執行部の今までの説明を聞かせていただく中では法的な部分では目節の流用は問題ないという中で、事業のその枠といいますか、進めておる金額等の確定がなかなか見えないという状況の中では途中で補正を上げることのタイミングって非常に難しかったということを踏まえると、いたし方なかったのかなという判断で、私は賛成の立場で討論いたします。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 事務処理上といいますか、それは本当に問題ないというか、流用ができるということで説明を聞かせていただいたので、それはまあそうなのかなと思う部分もあるのですが、この市庁舎に関する予算について、当初は総務企画が扱っていた。それで、途中から庁舎に関することはこの委員会にということになった流れもあって、それで初めてこういう形で補正が示されたのですけれども、やっぱり特に市庁舎問題っていうのは本当に市民の関心も高いし、本当にいろんな意味で情報提供とか説明をという声が上がっている中で、棕田委員も言われましたけれども、やはり私としては委員会も変わったし、説明責任という意味で、午前中にも流用するという報告はあったって言われたのですけれども、その報告があった時点ではまだ総務企画のときだったと思うのですよ。7月の16日の議運以降、この特別委員会に全てかかるっていうふうに決まっているので、やはり説明責任という観点からおいて、数字上あるいは事務処理上問題はないにしても、ちょっと私としてはこの補正予算には賛成することはできないと思います。以上です。

中西照典 委員長 寺坂委員。

寺坂寛夫 委員 私のほうは、この節の流用ですけど、これは特に市民意識調査というのがありますね、市民への情報公開ということは非常に重要な問題でもありますし、この専門家委員会、また、あるいはこの役所内での各専門部会等のこの情報は非常に必要なものですので、この問題については今の範囲内でやられとるわけですけど、これが仮にプロポーザルであろうと、また、プラスアルファで増額せないけん問題でもありますんで、非常にこれは重要な点というこ

とで、こういう問題のは賛成いたします。

中西照典 委員長 橋尾委員。まず、賛成か反対かを言っていてから、済みません、述べてください。

橋尾泰博 委員 はい。予算執行については思いが複雑なものがあります。結論から言うと、この予算執行については、私は反対の立場をとらせてもらいたい。その理由は、この予算執行とは直接関係ないのだけど、この1,400万の市庁舎整備推進事業費、この運用に当たって、専門家委員会が3つの案を検討されたですね。それで、専門家委員会としての最終的な方向性が出なかった。言えば並列で出てきた。それを受けて、市庁舎整備推進本部か、そちらのほうで、言えば全体構想の4つの案に結びついてきたというところがあります。それで、その経過をたどれば確かに専門委員会の議論はあるのだけでも、やはり議会が提案をした住民投票の結果を尊重するのが本来行政のとるべき道であると私はいまだに信じておりますので、やはりそれと相反する整備案が提案をされてくるということにつながっていつているので、この補正予算について私は反対の立場を明確にしたいと思います。

中西照典 委員長 そのほか。

下村委員。

下村佳弘 委員 この予算の流用は目的に沿って流用ということで、事情に鑑みると、これは納得できる説明があったというふうに私は思います。今どなたか言われましたように、市民への情報公開ということからすれば公開しての意識調査もあったりして、なされているというふうに考えます。したがって、この方法が最も適切な方法ではなかったかというふうに思い、賛成すべきだというふうに考えます。

中西照典 委員長 よろしいですか。

それでは、討論はこれで終結いたします。

これより、議案第22号、平成25年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分についてを採決します。

本案に賛成の方は挙手をお願いします。

#### 挙手多数

中西照典 委員長 挙手多数と認め、議案第22号、平成25年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分は可決すべきものと決定されました。

これで、市庁舎整備に関する調査特別委員会は一旦休憩します。

午後1時22分 休憩

午後1時22分 再開

中西照典 委員長 それでは、これより、市庁舎整備に関する調査特別委員会、第20回を再開いたします。

まず、陳情の審査を行います。

平成26年陳情第2号、市庁舎整備に関する陳情についてを議題といたしますが、皆様のもと

にはあらかじめ陳情書が参っておりますが、CATV等ごらんの方にはわかりませんので、事務局より陳情書を朗読させます。陳情、朗読をお願いします。

- 増田和人 議事係主任 平成26年陳情第2号、市庁舎整備に関する陳情ということで、平成26年2月の18日に受理をしております。鳥取市自治連合会の会長ほか5名より提出されております。

それでは、内容ですけれども、読み上げさせていただきます。

一つ、市庁舎は防災を初めとする行政サービスを担い、将来にわたって鳥取市の発展を支える市民共通の資産である。大規模な地震の発生が予測される今日、庁舎整備は重要かつ喫緊の課題であり、整備のおくれで不安に悩まされるのは我々市民である。平成25年6月13日、各種団体とともに市庁舎整備の早期決着を求め要望したが、回答は得られていない。

一つ、市議会は住民投票を実施したものの、その後の検証で市民に示した内容は実現できないとしたが、結果として、市庁舎整備の方向性は示されなかった。このようなことを受け、市当局はこれまでの経過を踏まえ、昨年11月に市庁舎整備全体構想（素案）を取りまとめ、市議会に提示しているが進展はなく、我々のもとには市庁舎整備の前進に期待する声が多く寄せられている。

一つ、市議会の責務は、我々市民の代表として、市民のため将来展望を持った責任ある議論を進め、市庁舎整備の方向を固めることである。事業を決定する権限とその責任は市議会にある。急がれる市庁舎の整備について今後も真摯に議論を進め、市議会としての市庁舎整備の方向を早期に取りまとめでいただくことを要請する。

以上です。

中西照典 委員長 団体もお願いします。

- 増田和人 議事係主任 鳥取市自治連合会、鳥取市老人クラブ連合会、鳥取市身体障害者福祉協会、鳥取市自主防災会連合会、鳥取市連合婦人会、鳥取市消費者団体連絡協議会となっております。

中西照典 委員長 朗読ありがとうございました。6団体から陳情が出ております。委員の皆様から御意見があれば、ここで陳情の採択等に入る前に皆さんの御意見をお伺いしたいと思えます。いかがでしょうか。

橋尾委員。

橋尾泰博 委員 今、朗読があったんですけれども、この陳情の項目、最後の2行ですけれども、急がれる市庁舎の整備について今後も真摯に議論を進め、市議会としての市庁舎整備の方向を早く取りまとめでいただくことを要請する。これが陳情の思いでしょうけれども、これは誰も異を唱える委員はいないと思います、この特別委員会も含めて、議会全体がですね。ただ、この陳情趣旨の2点書いてあるわけですが、私が申し上げたいのは、まず最初の趣旨の中で、市議会は住民投票を実施したものの、その後の検証で市民に示した内容を実現できないとしたが、結果として、市庁舎整備の方向性は示されなかった云々と、こうあるわけですが、この市庁舎整備の方向性は示されなかった、これは2号案、住民投票の後に、2号案は当初の案では実現ができないということで、変更案というか2号案の形を崩さない形での変更案とい

うものを検証したわけですし、ただ、この市庁舎整備の方向性は示されなかったという文言がありますけれども、これは私も3次の委員会に入っておったのですが、2号案の検証をやったということが一つ、それからもう一つは、日本設計さんの最終の報告に当たって、43億何がしかの金額が出た折に、この金額であれば新築できる可能性もあるという参考意見が出てまいりました。3次の委員会も12月議会までが私どもの任期でありましたので、新築の可能性ということについては検証とか検討もする時間もなかったということがありまして、委員会の中では時間切れというような状況になってまいりまして、言えば、耐震改修及び一部増築案の方向性を一本にまとめると新築の可能性があるという部分についての検討がなされなくなると、そういう意味で、執行部に対して縛りを入れないほうがいいという委員会のお考えで、あのような最終の報告書になったというふうに記憶しております。

そういうことで、これは私の今の意見が、認識がどうかと思われる委員もおられると思いますが、3次の委員会の中には桑田委員も伊藤委員もおられたわけですから、今、私が言った方向性を示さなかったという根拠、これについて異議があれば御意見を聞かせていただきたいというふうに思いますし、それから、2つ目の文言の中に、市民のため将来展望を持った責任ある議論を進め、市庁舎整備の方向性を固めることであると、事業を決定する権限とその責任は市議会にある。これは当然そうだろうと思いますが、議会としては、全て予算も計画も練るわけじゃない。やはり鳥取市のほうが明確な方向性あるいは計画、予算というものを我々議会に提案をしていただかなければ、我々議会も最終の判断をお示しできないと。議案が出てこないのに、我々議会が全てを決めるということには相ならんわけですから、私、陳情で出された思いというものはよく理解はしますけれども、これは特別委員会に出していただくというよりは、竹内市長のほうにこの陳情というか、それを出していただきたいぐらいの思いで、この陳情書を読ませていただきました。

中西照典 委員長 それで、陳情に対しての、どうされるかということをちょっと教えてください。陳情は、この扱いをどうされるか。これから採決する上で、橋尾委員はどの態度でされるかっていうのは、討論まで置いとけばいいけれども、どうされるかっていうのはまだじゃあ、示されませんね。採択、不採択、継続とかいろいろあるわけですね。そういうのはまだ、一応、今のお話のところで、じゃあ、切っとけばいいですか。

橋尾泰博 委員 はい。

中西照典 委員長 では、その他の意見。

桑田委員。

桑田達也 委員 このたび提出をされましたこの陳情の要旨といいますかね、この本意というのは、私たち議会の決定権なり権限、責任、そうしたことに對して、この陳情者は市民の代表たる議会として責任を持って、また、その権限をこの庁舎整備に對してしっかりと議論を尽くした上で示していただきたいということが本意だろうと思います。

それで、先ほど橋尾委員のほうから、るこの3次の特別委員会での委員長報告も含めて御説明があったと思うわけですが、経緯とすれば、先ほど橋尾さんがおっしゃった、この2号案の検証した結果ということと、その後、なぜこの2号案ではできないのか、そのことも

市民に議会として示したその2号案がなぜ案のままではできないのかということも、3次の特別委員会では長きにわたって調整をしながら議論を深めて、そして、この委員長報告にまで結びつけた背景があると思います。ですから、まずは、なぜできなかったのかと、2号案が。市民に示した2号案がなぜできなかったのかという、その部分を欠落したままで、今、橋尾委員がおっしゃられたその理由というのはちょっと私は説明としては不十分ではないのかなというふうに思うわけでありまして。さらに、この日本設計がそうした上で、じゃあ、どうすれば議会として示した2号案が実現できるのかということにまで踏み込んだ結果、先ほど委員がおっしゃったように、新築までできるというようなところまで進んだわけでありまして。ですから、一つ一つ、この3次の特別委員会での議論というのを正しくこの経過を認識をしながら、私たちはこの陳情に対して、この文面を読んでいかなければいけないというふうに思うわけですが、結論から言えば、私は、先ほど申し上げましたように、市議会に対してその権限と責任というものを求めている、そして、一日も早くこの安心安全の庁舎整備に対して結論を出すようにという、そういう陳情でありますから、私は採択がふさわしいというふうに思います。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 今、桑田さんのお考えを聞かせていただいたのですけれども、例えば、日本設計が新築できる可能性があるということが参考意見として出されました。新築できるという報告ではないわけですね。可能性がある。それから、当初の案では実現ができないという報告書を取りまとめました。この住民投票にかけたのは、概算の積算で住民投票にかけたわけですね。それで、計画条件をつけていろいろ議論をして、当初の住民投票にかけた計画も一つの基本として、特別委員会の中でいわば設備の問題であるとか法に基づく追加工事、これらも入れて計画条件をまとめてやりましたよね。それで、具体的には3つの実現できないという取りまとめをしました。これは当初の案ということで、変更案をつくったわけですが、じゃあ、その変更案であれ当初の案であれ、概算で設計もしていない状況の中で、じゃあ、できる工法を検証したかっていったら、してないわけですね、時間切れで、できてないということなのです、現実。だから、そういう時間切れのこともあって、それから執行部に対していろんな検討の幅を持たせるという意味で方向性を示さなかったという、私は認識でありますし、桑田委員は、私が今、言っている、方向性を示さなかったという、議会がという文言がこの陳情書に入っているわけですが、それが示さなかった、あるいは、何ていうのですかね、1点に報告書を取りまとめるということは執行部に対して検討する幅を持たせようということ、あえて委員会の中では幅を持たせたような最終報告に取りまとめたという、私は認識でありますけど、桑田委員はどう考えておられるかな。

中西照典 委員長 ちょっと待ってくださいよ。今、これ、委員間討議になっているのですけど、当初、言いましたように、委員間討議と言うなれば動議を出してもらって、あるいは委員長が出しゃいいのですけども、じゃあ、委員長が出しましょうか。

委員間討議をこれから行っていいですか。一応、採決を求めるようになっていますので。どうですか。よろしいですか。挙手をお願いします。

**挙手多数**

中西照典 委員長 じゃあ、成立しました。

委員間討議ということで、じゃあ、桑田委員、先ほどの。

桑田達也 委員 私は、さまざまな、橋尾委員がこの特別委員会でも言われるのですが、議会として公式な形で市民に示した文書というのは、橋尾委員長のもとで作成をされた3次の、昨年の12月のときに示された橋尾委員長の特別委員会としての報告書、これが全てであるというふうに私は思っておりまして、その幅を持たせたと今、おっしゃられるのですが、しかしながら、結論とすれば、鳥取市議会3次の特別委員会とすれば、市民に示した2号案についてはその内容では不十分であり実現ができなかったということはまず一つ。そして、委員会としてもじゃあ、その実現ができない案のままでは議会としても示すことができないわけですから、検証もしてきた結果、先ほどおっしゃったようにこの調整会議も行い、日本設計としてその2号案を実現できる方向ですれば新築にまでできますよというような結果も踏まえて、最終的に特別委員会とすれば、市民にやはり一日も早くその結論を出していく上で、執行部のほうにその案の取りまとめを任せていくという、そういう方向性になったじゃないのですか。私はそういうふうに委員長報告として理解をしております。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 委員間討議ということになりましたけども、もう討論も含めてみたいな思いで私は言わせていただきますけども、先ほど来、この陳情の中の中段のところ、3次の検証結果といえますか、そういった部分に関して橋尾委員のほうは大分思いが違うというような御意見だったというふうに解釈をして私の考えを言わせていただきますけども、一般市民の方からすれば結果的には最終、橋尾委員長が言われた報告が全てなのですよ。内部的にはこうだった、こうだった、こういう思いだったということは、委員の中ではあったかもしれません。ただ、最終的に一般市民の方々に通ずる部分は橋尾委員が言われた言葉そのものですよ。そのものを受けて、そのときにもおっしゃいました、足かせをしないようなことで執行部に返したということ、これも事実だと思います。これ、市民もそれを額面通り受けとめた中で、今、提案がなされておると。

伊藤委員も少し言われました。住民投票の結果をなぜ尊重してその提案をしてこないのだという形を言われましたけども。結果的には執行部はどういった形で提案をなささいということをお願いを受けて、4つの提案を公平に、現時点ですよ、出して比較検討もできるような体制にして、この中で我々はこの案が一番適切だと思いますと、市民のためにも一番勧めたい提案ですということを今、提案をしている中で、我々はそれが本当かどうかということを検証しておるわけで、この部分は一般市民には、最近から、前回からですか、ケーブルで放映されたという状況ではありますけども、報道関係、聞いてでも全く議論が進んでいないじゃないかということに映っているわけですよ。だから、これは改めてその今までの経過がどうのこうのではありませんに、この額面通り、きちんと我々本当に前に進める議論をしましょうよということで、私は賛成以外何もないと。ごたごた我々が理屈をこねる必要はないのだと。そういうふうに映っている陳情を厳粛に受けとめるべきだということで、私は賛成の立場で思いを言わせていただきました、討論には入っていませんけど。以上です。

中西照典 委員長 委員間討議の最中で。

伊藤委員。

伊藤幾子 委員 この陳情趣旨を読ませていただいて、それで、私は、結果として市庁舎整備の方向性は示されなかったということが書かれてあるということに一つ、やはりここの認識の違いっていうのを感じましたし、幾度かこの委員会の中でもその住民投票の考え方、受けとめ方、そういったことだとかを言ってきましたけども、やっぱり議員の中でも相違があると、共通認識が持たれてないわけですね。この方向性に至っても、受けとめ方、考え方が違っている中でこのような陳情が出てきて、しかも、方向性は示されなかったという市民の受けとめですね。こういうものが趣旨として出されていて、私は本当に正直これ陳情の審査なんかする以前の問題で、まず議会がその認識をちゃんと議論をして共通認識持たないと、いかなる陳情が出てきても審査できないだろうなっていうふうに思いました。

それで、私の考えとしては、方向性は示されなかったということではなくて、あくまでも住民投票の結果を尊重してっていうのはここでの耐震改修だと思っていますし、それと、あと、橋尾さんが第3次の特別委員会のことを先ほど話されましたけれども、幅を持たせているような、そういったようなことを言われましたけど、私は本当にあくまでも耐震改修しかないはずと思っていますけども、でも、百歩譲って、足かせをしない、そういったことで執行部に返したとしても、新築移転ということはどの委員の頭にもなかったはずだと私は思っています。だから、全体構想で4つの案、全て網羅して出されたって有松委員さん言われましたけども、私としては、もしそれで出てくるのだったら新築移転の案はなくて、ここの場所でのどうしていかってという案で出てくるのなら、まだわからない話でもないけれども、やっぱりこの新築移転っていう話も出てきているっていうことは全然ちょっとおかしいなと思うし、それと、あと、その次のところで、昨年11月に全体構想素案を取りまとめて市が市議会に提示しているけど進展はなくて、我々のもとには市庁舎整備の前進に期待する声が多く寄せられているって書かれていました。いろいろ意見を聞いていると、本当に純粋に議論を進めてほしいっていう市民の思いだっていうような意見もありましたけれども、私はこれを読んで受けとめたのは、全体構想を取りまとめられていますけれども、この全体構想の中のところで4つの案が出されていますけれども、18ページに、結局、その比較検討のまとめとして、市が最も望ましいと考える整備内容は整備案1ですと、そういうふうに明確に書かれているわけですから、私はこの陳情は、確かに陳情項目を見れば早期に取りまとめてくださいという、誰もがそうだなと思うようなことで書かれていますけれども、やはりそれはあれじゃないかな、全体構想の中で、市は整備案1がええって言っているのだから、それをやってほしいというような願いが込められていると私は受けとめましたので、こういう陳情には、申しわけないですけども、賛成はできません。

中西照典 委員長 寺坂委員。

寺坂寛夫 委員 私は、伊藤委員の話ですけど、この住民投票のことをずっと言われますけど、この住民投票の段階での2号案、非常にこれは建築的な概算費用、そういう面が重要視された新築に対しての耐震工事ということだったわけです、20億というのが出ましたけど。非常にそ

のままでは実現できないということで、その中でいろいろ検証していけば、やはり1つも2つも3つもまだ段階を上げて住民サービス、それとかまちづくりもありますよね、それと工期の問題、それと全体的なあらゆるバリアフリーとか、この庁舎の機能改善とか、それもあらゆる面の専門家委員会で、条例でいろいろ専門委員会にかけたわけですよ、議会として。それはなぜか、一步も二歩も三歩も踏み込んだ、喫緊であるこの庁舎問題、実現できないとか、そういう耐震とかよりもまだ重要な問題があるのだということで、これまちづくりの上でもそうです。鳥取市は、この庁舎、市民、職員もそうですし、この問題をいかに早く解決するためには今、この全体的に市民を代表された自治会、連合会、出されております。これはあくまでも全体構想、素案、議会（聞きとり不能）ずっと一向に進まないという状況で、進めてくださいと、1号案にしないでというわけではない、どんどん進めなさいという格好ではない、本当議論してどんどん先に進めてくださいという要望ですので、陳情、これはきちっと賛成すべきもので、喫緊の課題、市民の安心安全、これは絶対大事なものですので、これは賛成してどんどん進めなければならない問題だと思います。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 早期に進めなきゃならんというのは全員同じ思いですよ。これは全員一致だというふうに思います。それで、例えば、専門委員会、条例に基づいて設置しました。でも、専門委員会も方向性を示さなかったわけですよ、結果として。でしょう、現実。それで、専門委員会で議論されたことを推進本部が設置されて、その中で議論されて、この全体構想が出てきた。それで、この陳情書の中にも、市議会は住民投票を実施したもののというような表現もあります。本来、議会が決めるべき話だけでも、議会で決められない。それはなぜかということ、地方自治法の位置条例が大きな壁になっとるわけですよ。この位置条例というのは、市長も提案できるけども、我々議会でも提案できるのですよ。でも、議会が提案してないということは、3分の2の賛成が得られないわけでしょう。本来であれば、鳥取市が日本設計に基本計画もつくってもらい、金額も決め、場所も決め。なぜ位置条例出されんのですか。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 いやいや。

中西照典 委員長 ちょっと、言っていること、はやまとめてくださいよ。

橋尾泰博 委員 いや、現実のところ、皆さん同じ認識に立ってもらわないと同じ議論になるから、あえて言わせてもらうけども。だから、議会で結論が出せない、議案も出てこない、その中で市民の皆さんが住民投票求めたわけでしょう。住民投票というのは直接民主主義ですよ。その結果が出ておるのに、それで、第3次の報告書でも、住民投票の結果を尊重し、市民の皆さんの意見を聞きながら今後も調査研究を続けていくという報告書にしとるわけですよ。住民投票の以前だったら、新築あるいは耐震改修っていう議論はありましたよ。だけど、住民投票をやってから今日まで、新築の議論なんかしていませんよ、我々議会は。それをあえて執行部のほうで、今までの経過を踏まえて、このたびの全体構想の提案をされるのであれば、私はこの4月に行われる市長選、どなたが市長になられるかわかりませんよ、でも、やはり大変急ぐ問題であるから、やっぱり次の市長には初の議会で位置条例を出してもらいたい。そうすれば、

今の全体構想の4つの案でも2つに絞れるでしょう。そのほうが問題解決促進できますよ。私はそういうふうに思っています。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 この特別委員会の役目は市長には関係ないですよ、我々の認識は、私の認識は。議会は議会独自の判断で庁舎のあり方はどうだということを検証しておるというふうに思っていますよ。だから、先ほどから位置条例のことを言われますけど、位置条例が議会の中で可決するしないという問題は別問題です。市民のために有益な庁舎はどうある姿かということを我々は示すということ、全然関係ない話ですよ。その今4つ出とる中で、執行部は1案だという話を出していますよ。ただ、我々は選択肢がそこに絞られとるわけではなく、この4つの案を一応検討の基本として、こういったことが本当に市民のためになるのかということ、我々は検証しなければいけないということで、この4次の特別委員会はスタートしておる。この議論が市民の皆さんには全く前進する議論になってないということ、このことを言っているというふうにこの陳情の中身を私は解釈しているのですよ。一々今までの3次の状況がどうのということ、この陳情者は言っているわけではないと。まして、伊藤委員が言われたけども、住民投票の結果はどうだということで、その部分のことがうたわれてないというような話をされましたけども、一般市民の方々はそういうことを言っているのじゃなしに、この4つの案が出ているじゃないかと。この議論の中でいつまでこの方向が示せないのだということを言っているというふうに私は読み取っています。違ったら反論していただきたいと思います。

中西照典 委員長 ほかの人はどうですか。

下村委員。

下村佳弘 委員 いろいろと意見は出ているのですが、私はこの陳情項目に対して審査をするべきだというふうに思いますし、大枠でいえば、陳情趣旨に対しても、これは当たり前のことが書いてあるというふうに思っております。橋尾さんが言われたように、間口を広げておくということもあったでしょう。そして、市が明確な方向性を出してもらわないと困るということもあったでしょう。それについて、今、この審査をやっているわけですから、これはこれでこの審査を進めるべきだというふうに思いますよ。市民の思いとしては、やはり書いてあるとおりだというふうに理解すれば、素直にこれを受け取るべきだというふうに思います。やはりこれだけ長くなると、市民のほうからは、市議会って何をしているのだと、どちらにするか早く決めてほしいと、これが本当に素直な市民の気持ちだと思いますよ。だからこそ各団体が連名で同じ文面を出してきておられるということだろうというふうに理解します。だからこの陳情というのは、もう採択をして、我々も議論を急ぐべきだというふうに思います。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 先ほど有松さんのお話を聞かせていただいたのだけでも、我々、市庁舎整備がどうあるべきか、これは議論するべきだろうというふうに思います。と思いますが、住民投票をやった経過、それから今日までの流れの中で、先ほども言いましたけど、住民投票をやった後、やっぱりその住民投票の結果を尊重した議論をやってきたわけですよ。それで、この陳情書の文面の中にも、事業を決定する権限とその責任は市議会にあると明確に書いておられる。じ

やあ、我々議会が議会の意思を明らかにするっていうのは、どこですか。我々が意思を明らかにするのは、執行部が提案する計画、予算でしょう。それに対して議会として意思を出すわけでしょう。議案も出てこないのに検証ばかりして何がまとまるのですか、お互い意見が違うのに。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 議案が出てないから前に進まないという話でよろしいでしょうかね、執行部は。  
**（発言する者あり）**橋尾委員が言われたとおりの思いで私はいます。庁舎がどうあるべきかということを議論すればいい、我々はね。そこですよ、違いますか。文面が違うというふうに言われるから何かおかしいように、私は理解が十分できてないのかなと思うのですけども。執行部が提案しないから話…… **（発言する者あり）**

今までの経過というのは、中間報告を……。

中西照典 委員長 ちょっと待ってくださいよ。橋尾委員、ちょっと人の話しているときにそういうふうに言わないで、終わってから手を挙げて言ってください。

有松数紀 委員 続けていいですか。

中西照典 委員長 有松さん。

有松数紀 委員 執行部が提案してこないというふうな発言もありました、議案としてということでしょうけど。ただ、執行部は我々の3次の最終報告を受けて、専門家委員会はもともとから結論は出さないよと、いろんなパターンがある中でいろんな機能とかそういった部分を検証していこうと、そこまでが我々の役目だということを踏まえて、その議論を踏まえて、結果的には執行部は4つの案を提案してきた。決して住民投票の結果を無視して、そういう部分の提案をないがしろにして提案してきているわけでもありませんし。なぜその中で議会がこの4つの案の中の本当に正しい方向はどうかということが示せないのかということをこの陳情は言っておられると私は解釈をしております。ですから、我々がぐだぐだ言う必要はない。確かに進んでいないということを真摯に受けとめて、この文言にも入っております、真摯に受けとめてという、まさにそのとおりだろうと思います。

私の考えとしては、この定例会の中でも本当に、委員長に中間報告でも一歩進んだ報告をしていただきたいのを切望しております。そういった思いで賛成するのが妥当な考え方だと私は思っております。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 皆さん何度も言っておられますけど、検討を進めないかと、これは共通理解。ただそのときに、新築移転案が最も望ましい案だという、先ほど伊藤委員が指摘された部分ですが、ということを前提にして、前提というか、それを基底に置いて示されているこの全体構想案をもとに進めていくということについては、まさにこれまでの経過に鑑みて、私たちは、私はそれに納得することはできないと。まさにこの4つの案をベースにしてということではない整備の検討については、それは大いに検討しなければならないじゃないでしょうか。そういうふうに思っております。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 この4つの案以外の中では検討の余地があるというようなことでよかったですね。(発言する者あり) ちょっとニュアンスが違いますかね。

私は今までの議会の中で方向を出せてないのが議会の今までの検討だと思っています。ですから、いろんな条件を執行部に出させて、今やっと出てきているのが4案だと。執行部の考え方は、1案がいいじゃないでしょうかと言っているわけで、これが大前提という話ではないです。我々はそれにとらわれる必要は全くないという中で、本当にこの4案の中で議会の検討をした結果はどうだということを市民は待っておるわけですよ。違いますかね。何かそこら辺が非常に曲がって聞こえるのですけどね。

それと、条件なしで考えることには余地があるみたいに私は受け取りましたけども、議会がそんなことをできますか、何の条件もないようなところから、一から素人の集まりがね。そういう部分を公平に比較できるように今資料を集めてきたのが、今の4案でしょう。それが検討できないのだったら、議会の特別委員会なんて何にも前に進みませんよ。そういう思いで私は言っています。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 議会の私たち自身がみずからの手で基本計画あるいは全体構想を示すということは、それは難しいでしょうと、それはおっしゃるとおりだと思いますね。だからこそ私たちはどういう形であれではなくて、無条件ではなくて、まさに前の特別委員会での議論やその特別委員の方々の思いはいろいろあったかもしれないけれど、まさにこの最終報告で出ているものが特別委員会の考え方なわけで、それは先ほど有松委員がおっしゃられたとおりで。私はそこに住民投票の結果を尊重してということが、私はそれが一番基底にあるものだと思っておりますから、まさに住民投票の結果をもとに執行部が基本計画を早急に出していく、それを踏まえながら議会はそれをちゃんとチェックしていく、審議していく、議会の意思を示していくというのが我々議会の役割ではないかということを一貫して私は申し上げておまして、無条件で執行部に投げ出して、執行部が出してきた新築移転案を議論することが公正なやり方だとは考えておりません。

中西照典 委員長 それぞれの意見、この意見は絶えず平行線です。それぞれの思いがありますし、当然議員一人一人の思いの中で議会が同じことを思っていくというのは今までの経験値から何回も、今回20回ですか、経る中でもその点についての歩み寄りはなかなか得られませんので。ほっていくわけにもいきません、まずはこれを、一旦ここで委員間討議は打ち切らせていただきますけど、どうですか。まだありますか。

じゃあ、桑田委員。

桑田達也 委員 私は一つ一つ、やはりこの第4次の特別委員会に課せられた責任というのは本当に重いと思っていますので、これまでの議会の私たちが歩んできたその経過もしっかり踏まえた上でこの議論を進めていかなければ、また第1回とか第2回とか第3回の特別委員会に返るような議論の仕方ではいけないというふうに思います。

それで、この専門家委員会の設置においても、やはりその目的ということも私たちは認めた上で専門家委員会の設置を了としているわけですので、その専門家委員会の方向性を示すとい

うことではなくて、今までのこの議会の議論を踏まえて、経過も踏まえて、専門家の見地で、今後鳥取市にふさわしい市庁舎のあり方ということをもさに専門家の立場で議論をされ、それを執行部に答申をし、そしてこの推進本部で今度は市の職員の皆さんがそれぞれの立場でこの第3次の特別委員会でも踏み込めなかった深い部分の庁舎の機能のことについてもさまざま議論されて、まさにこの計画の前の全体構想案にまで高めてきているわけです。そのこのところを私たちが今どのように検証し、認めるべきところは認め、この陳情にあるように早くその結論に導いていくのかということが大事なわけですね。

それで私、先ほど橋尾委員のほうからあったのですが、もう一度私は整理する上で、第4次の私たちの今の特別委員会というのは、3次の橋尾委員長の最終報告から私はスタートとしてと思っています。これは異論ないところだと思いますから、改めてその文面のちょっと要旨を確認しておきたいと思うのですが、橋尾委員長は最終報告で何をおっしゃったかという、この7カ月、26回の特別委員会をやって、そして5回の調整会議、日本設計との調整会議も行って、議論を重ねての最終報告だと、このようにおっしゃっておられるわけです。そして日本設計と計画条件の内容確認など、十分な議論を重ねる中で、2号案の条件では実現困難な課題があることが示され、そのままの条件では工期、費用が算出できないことが明らかになりました。そして、2号案を実現可能にするための条件を一部変更した案ではというふうに書いてありまして、そして先ほど橋尾委員が言われたけども、参考意見、新築の可能性があると参考意見も示されましたが、これについても意見はまとまりませんでした。委員会としてはまとめることができなかったわけです。調整会議でも橋尾委員長が随分、その2号案の実現性に向けて、どうすれば、あの20億ぽっきりと言われた、結さんが示されたあの2号案についてどうすれば実現できるかと一番質問されたのは橋尾委員長だったじゃないですか。その橋尾委員長のその質問のもとに、その調整会議、日本設計、一つ一つ丁寧に答えられて、そしてこの参考意見だけでも新築の可能性があるとということまで、これは附属のようなことでしたけども、そういう案まで示したというわけです。

ですから私たちは、結論から言えば、私たちが示した、議会が示した2号案は実現不可能であった。その2号案の可能性を深めていけば新築もできるだけの予算になってしまうということとところで私たちは議論を終えざるを得なかったということだと思います。本当に橋尾委員が新築のところまで踏み込めなかったと先ほどおっしゃいましたけども、新築のところまで私たちが本当に踏み込めるだけのその材料を持っていたかということ、なかったと思いますよ。その上で最終的に住民投票の意思を尊重し、そして私たちはこのように第4次の特別委員会を開いて、そして専門家委員会、そしてこの執行部の庁舎の推進本部ですか、そういう議論を踏まえた上で出てきた、まさにこの全体構想を今、議論をしているわけですから。そういう経過を踏まえて、今回のこの陳情は出てきているわけじゃないですか。私は、よくそういう経過をというのとはざらんになった上での提出者の意見だと思いますし、この自治連合会を初め、先ほどプロジェクトに示された多くの、まさに市民を代表されるこの会の方々が連名で出されている、それは個人個人の意見ではなくて、それぞれの会の皆さんの意見集約をして、市民の代表としてこういう陳情を出されていると。その結論は早く議会の権限と責任をもって、この庁舎の方向

性を示してくださいということですから、私はもとに戻る議論はする必要もないし、これからどのように市民の皆さんのために前を向いた議論を進めていくのか、そのところをはっきりと私は認識をして、この陳情を私は採択すべきだというふうに思います。

中西照典 委員長 ちょっと待って、棕田さん、さっき手を挙げた。

じゃあ、棕田さん、どうぞ。

棕田昇一 委員 この陳情書にある議会の責任と権限でもってということですけど、私が言うまでもなく地方自治というのは二元代表制でありまして、その中において市長と執行部と議会があると。じゃあ、それぞれの権限と責任というのは何なのかと、こういうことですよ。二元代表制にもとにおいて全て議会の側に権限と責任があるのではなくて、だとすると、この陳情書では何をと言っているのかと。事業を決定する権限とその責任は議会にあると。この事業というのが、先ほど橋尾委員の御意見とも関係してくるかもしれませんが、議案であればそれはもう明確ですよ。しかし、この事業というのが非常に曖昧で、これはこの陳情に限定したことではなくて今後にもかかわる点ですから、ここを曖昧にしては私は理解しがたいですね。このあたりはどう考えておられるのですかね。私は何かもう一つ意味が理解できない、この事業ということですよ、どうですかね。

中西照典 委員長 どうですか。ちょっと私のほうから、私は、今それぞれの文言を問題にしておられます。それはそれで進めないといけませんけども、要はこの陳情書が全体として我々が採択するのか不採択なのかということでありますので、この一つ一つを追及してということになるとかなり大きな時間とあれが要りますので、その辺の事業ということに関して以外にも、やはりそれぞれの中で理解していただかないと、これがどうですかってなると問題ですけども、私は全体としてのとこでこの陳情書をしていただかないと、これ出された方もどちらかというと素人ですんで、全くの欠陥があるものを取り上げるとは私は言いませんけども、その辺のとはしんしゃくしていただけたらと思いますけど。

棕田委員。

棕田昇一 委員 委員長の御意見に関連してですが、私は一般論としてそれ賛成ですわ、今の委員長言われたのね。しかしこれまで、少なくとも私が市議会議員になってから取り扱ってきた請願や陳情の審査においては、文面審査だということでもって一言一句をいいだ悪いだという議論があったので、それが改革、修正されてないもとにおいては、その議論の延長の議論をしてあるということであって。しかしその点については、この陳情だけで変えるということにもならないでしょうし、この庁舎の特別委員会だけ変えるということにならないでしょうし、これからの鳥取市議会としての陳情や請願というものをどのように取り扱い、対応していくかという、まさにある意味議会改革にもかかわる点だと思いますが、そういう方向を、今、中西委員長が言われたような方向で改革されとなれば、私は大賛成です。しかし、きょうこの場においてはその議論にはなりませんので、先ほどの意見を提起させていただいておると、こういうことでもあります。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 文面審査という言葉が出ました。私は文面審査をする、その基準に従って判断

をするにしても、市庁舎整備の方向を固めることである、これ前段がありますけれども、事業を決定する権限とその責任はということが先ほど来出ていますけれども、事業、これ当然議会在議決をして前に進めるということであって、議会在認めたということの責任はおまえたちにあるのだということを示しているわけで、この一言一句、何ら私は疑問に感じるものではないという思いで賛成をいたします。このことに対して何か不思議なことがあるのかなと、逆に感じます、事業としてね。

これ、議案としてというばかりではなしに、議案にかかるまでに今執行部は我々にこういう条件の中でこういう結論に至りましたということを提案しているわけで、それを我々特別委員会としても議会的方向を示す。これは1号議案を賛成するということではないのです。特別委員会としては、執行部は1号議案と言ったけども、2号案だということがあるかもしれません。それはそれで市民としては議会的責任として早く議会的方向を示しなさいということを常にこの文言の中から私は酌み取って賛成という立場で言っているわけで、このことに何も、文面審査をしても問題はないと思っています。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 この事業というこの文言の理解の仕方、有松委員はそのような理解でしょうが、それは有松委員の理解であって、必ずしもそういう理解にはなっていない。

そういう意味でいいますと、やっぱり一つ一つの文言なり文章の解釈の問題が後で後々に起きてきて、あのときには賛成したけど、あのときには反対したけど、自分はこういう理解だった、私はこういう理解だったというようなことになってはいけませんから。そういう意味で、私は全体的にも、これは先ほど来私が申し上げている意味での執行部の全体構想をもとにした議論の促進ということであれば、それは賛成できないと。つまり、市庁舎整備の議論を進めましょうということについては、私も含めて皆さんの共通理解だろうと。しかし全体構想を前提にしてそれを、その議論を進めてくださいということにおいては私は賛成できないということで、このあたりも、いや、全体構想のことが前提になっているとかなくなってないとかという解釈問題が後で出てきたらいいけませんので、そこがはっきりすれば私は賛成できるかもしれないし、やっぱり反対ということを堅持しなければならないかもしれないし。そういう意味においても非常に曖昧な点があって、このままでは賛成できないなというのが私の理解の仕方であり、意見であります。

中西照典 委員長 ほか、ちょっと待って、じゃあ、橋尾さん。

橋尾泰博 委員 よくこの特別委員会で議論しておると、もとに戻るような議論は云々という言葉がよく出てくるのだけでも、さっき桑田委員さんがおっしゃったように、第3次の報告書のことをお話しになりました。要は議会在本来決めるべきことを決められない、議案も出てこないし、新築だ耐震だという意見が2つ出てきて一本化できない。その中で市民の皆さんが提案をされて5万人以上の署名が出てきて、これはもう無視できないということで議会在として住民投票をやった、最終判断を仰いだ、それを受けて第3次の特別委員会をやった、それで先ほどの報告書を出されたけども。当初の案ではできないけどもということで、2号案の形を崩さない形で、まだ設計も何もやってない概算の段階ですから、それで変更案をつくった。が、耐

震改修及び一部増築案が実現不可能といったらできるわけですよ、工法を変えれば。それで、その中で最終報告の段階で日本設計が新築の可能性もあるという意見が出て、これは我々特別委員会が発注をした業務ではないけども、向こうの参考意見として出てきた。それが我々も12月までしか任期がなかったわけだから、もう最終報告しなきゃならんと。それであのような最終報告になった。それでもやっぱり住民投票をやったという現実はあるわけですし、市民の皆さんに最終の判断を仰いだこの重みというのは私は覆すということは、非常に法に趣旨からいって無理だろうというふうに思っています。

だから、この方向性を示されなかったという言葉の中に、やはり現在地での耐震改修及び一部増築案、それから現在地での新築の可能性があるという、その2つの案の中で1つにまとめると執行部は動けないからという形であいう最終報告書を取りまとめたという、第3次の委員の皆さんの総意だというふうに私は理解しています。そういうことであるなら、やはりこの全体構想で4つの案が出てきましたけども、市のほうも4つの案を出してきた、専門委員会としても最終の方向性を出していない、今、議会も議論しておるという状況の中ですから、やはり、何ですか、反対に全体構想が出てくれば、また新築の議論と耐震の議論と両方で議論していく、それこそ私に言わせればもとに戻る議論はやめてほしいという議論が出るけども、はるかに住民投票の以前の話には私は皆さんが言うておられることが、私にはそう感じるのですよ。だから、1つずつ事業をクリアしてきとるわけですから、その住民投票の結果を尊重していく中で、やはりこの解決策を図っていくというのが私はベターだろうというふうに思っています。

そういう意味でこの陳情の内容、思いとしてはよく理解するのだけども、一番最初、冒頭に言いましたが、これは議会だけに出される陳情でなくして、やはり鳥取市長にも出していただきたいという思いが、この自治連の会長の池原さんですか、この方にそういうことも委員会の考えとして出していただきたいというふうに思います。

中西照典 委員長 下村委員。

下村佳弘 委員 この陳情のことですけども、聞いていますと住民投票にさかのぼって耐震じゃないと話ができないということであるのならもう話は進まないわけで、この特別委員会の存在意義もなくなってしまうというふうに私は思うわけですね。そしてその中、やはりこの特別委員会、前回の特別委員会を受けてやっているわけですけども、議長もこの特別委員会が始まる前に執行部の提案に対して我々が審議する、通常の審議の形に戻してやっていただきたいというようなことをおっしゃっておられますし、そういうことであれば4つの提案、これを審議していく、その中で、これはいいじゃないか、これはまずいじゃないか、だから耐震がいいのだという判断になればそれはそれでいいというふうに私は思いますし。まずはこの提案を審議していくということがやはり一番大切なことじゃないかなというふうに思います。そういう意味でいえば、この陳情趣旨を酌み取って早く通常の形に返して、この素案を審議していくという形に戻さないと、CATV見ておられる方もこういう議論を延々と続けられたら、見る気なくなってしまうですよ。そういう意味でもやはりこれはこの辺で打ち切って、次に進めるべきだというふうに思います。

中西照典 委員長 それぞれの意見はあります。この意見は全体で合意というのは、これは以前

からも言っていますけども、なかなか難しい問題であります。思いが違いますしね。ですから、これをずっとそれぞれの意見を述べていただくというのは余り、皆さんが述べられましたので、一応ここで私は委員間討議を打ち切りたいと思いますけども、どうでしょう。いいですか。ちょっと待ってくださいね。

今、私のほうで打ち切ってもいいですかということで、今、賛成、反対をとっているところであります。打ち切ってもいいという方は、賛成の方は手を挙げてください。**(発言する者あり)** 討論です。

いいですか、じゃあ、いいですね。じゃあ、一応これで終結させていただきまして、では、それぞれの意見を申されましたので、それでは討論に入ります。討論。

伊藤委員。

伊藤幾子 委員 この陳情ですけれども、委員間討議でいろんな意見が出されました。それで私は言いましたけれども、この市庁舎全体構想を取りまとめて市議会に提示しているけど進展はないと、前進に期待する声が自分たちのところに多く寄せられているというところを、私は整備案1を進めてくれという思いが込められているのではないかなというふうに感じていると言いました。

それであわせて、この陳情趣旨のところにも書かれておりますが、25年6月13日にも要望したけれども回答は得られていないということがあるのですけれども、この6月13日に出されている要望書につきましては、確かにこうしてほしいという具体的なことは書かれてないのですけれども、それに添えられているアンケートを見ますと、やっぱり新築移転の割合が高かったり、あるいは防災機能の充実を求める割合が高かったりと、本当に市のほうが宣伝、広報をしているようなところが目につくなと思って私は見ておりますので、やはりこの陳情に関しましては、根底にある思いとしては今、市が示している全体構想の新築移転を進めてほしいというふうに願っておられるのではないかなというふうに私は受けとめますので、これには賛成はできませんし、それとあと、事業を決定する権限とその責任は市議会にあるということにありますけれども、住民投票後に第3次の特別委員会に市長は2号案の検証ということで議会のほうに丸投げをされましたが、そもそもそれ自体が間違いであって、市の責任を私にしたら議会に押しつけてきたなと思っているのですけれども、この陳情についてはやっぱりそういったこれまでの経過を本当に、私にしたらすごくいろんな意味で誤解をされているなと思っているのですね。本当に市長の責任放棄を認めた上での陳情なんじゃないかと私は受けとめておりますので、この陳情は不採択とさせていただきたいと思います。

中西照典 委員長 そのほか。

有松委員。

有松数紀 委員 いろいろ言いましたので、もう討論もどこの焦点絞っていいのかちょっと迷う部分もありますけども、まず、住民投票の結果は現在地耐震化だと、新築の議論なんて今までしてきてないという意見もいろいろありました。ただ、ここら辺が耐震化に賛成と新築に賛成の考え方の違いという部分にもあらわれておるというふうに思うのですけれども、私自身の考え方としては、住民投票の結果というのは当然4万7,000という票があったわけで、その部分に

関しては、その当時の住民投票の思いというのはそういう部分で現地耐震化だと……。

中西照典 委員長 有松委員、もう少し縮めて、まとめて言ってください。

有松数紀 委員 それじゃあ、今の執行部が出されている４案は……（発言する者あり）ちょっと後にさせてください、済みません。

中西照典 委員長 そのほかに、討論はどうですか。

桑田委員。

桑田達也 委員 私はこの陳情は賛成の立場で討論をさせていただきますが、陳情者は市議会の第３次耐震改修に関する庁舎の特別委員会の議論も踏まえた上で、その耐震改修はできないという結論、それも鑑みながら、そしてその後、専門家委員会、また執行部における議論、そういったこともつづさにこれは公表もされておるわけでありますから、そういったこともごらんになった上で、この市民の声である市庁舎の整備の前進の期待を込めて市議会の責任ある立場を表明し、そしてその議論を深めるように求めているこの陳情であることから、何らこれに反対をする理由はない、賛成しかあり得ないというふうに私は思いますし、また、先ほど橋尾委員のほうからもありましたが、これまでの議論を踏まえて私たち市議会が一つ一つ解決策を図っていく、その上でこの陳情はまさに私たちが真摯に受けとめて、これからの議論の糧にしくなくちゃいけない、そういうふうに私は考えておりますので、賛成を表明させていただきます。

中西照典 委員長 棕田委員、じゃあ。

棕田昇一 委員 私はこの陳情は、先ほど申し上げましたけど、全体構想の議論、その４案を示し、中でも新築移転ということを最もいい案だとするこの全体構想の議論を進めるようにというふうに理解ができるものですから、この陳情には反対であります。（発言する者あり）いや、今のその新築移転ということであれば、まさにこれ位置条例が必要になってくるわけでして、今その位置条例が通る見込みは多分ないだろうと思います。にもかかわらず、この新築移転案が出てくるとというのは、私は混迷を深めることはあっても、決して問題の解決の前進にはつながらないと、こういうふうに思います。

先ほど申し上げましたけど、二代表制である市長も、どなたが市長になられようともあと50日後には新しい市長も出られるわけでして、最大の、私、代表質問でも申し上げましたけれど、市庁舎問題が最大の市長選でどなたが市長になられるのかと、そのことも踏まえながら検討していくということで決して遅くない。むしろ今、新築移転案を強引に進めることのほうがかえって混乱を来すというふうに思っております。以上です。

中西照典 委員長 有松さん。

有松数紀 委員 基本的に文言の中に新築移転というような文言は全くありませんし、これは読み取り方のそれぞれの違いだというふうに思います。文面審査をしても何ら、今の４案の中で我々がどういう方向に進めているのかなということをもっともっと市民に具体的に進めてほしいという思いとしかこの文面の中では私は読み取れないということを鑑みますと、全くこのことに反対する理由はないということで、採択という思いで討論とさせていただきます。

中西照典 委員長 寺坂委員。

寺坂寛夫 委員 私も採択の方向で討論いたします。非常にこの陳情問題、これについては議会

に対する、今の特別委員会が取り組まれておる状況の中で、私、今は市長選挙どうのこうのの問題ではないと、今の専門家委員会からずっと進めてきて執行部の案を、基本計画案、それで市議会としてもどんどん何がいいのか、本当に市民のために安心・安全、または経費面、コスト面、その（聞きとり不能）十分審議を進めてくださいという、それを停滞するということは問題があると思います。とにかく議会として、責務として、これはどんどんどんどん新しい方向といいますか、新しい事業、新事業のこの4つの事業の案で何が市民にとって大切なのか、大事なのか、それを早急に進めるということで、賛成の立場で討論いたします。

中西照典 委員長 下村委員。

下村佳弘 委員 やはりこの陳情に関してはもう素直に文面を読むべきだというふうに思います。移転新築案を求めているものではないですよ、読む限りね。これは市民の素直な気持ちであらわれているものであって、これを採択しない理由はないというふうに思います。

中西照典 委員長 討論をこれで終結させていただいていいですか。

それでは、討論を終結します。

これより平成26年陳情第2号、市庁舎整備に関する陳情を採決します。

本陳情の採決に賛成の方は挙手をお願いします。

#### 挙手同数

中西照典 委員長 おろしてください。挙手同数であります。

よって、委員会条例第15条第1項の規定により、委員長が平成26年陳情第2号、市庁舎整備に関する陳情に対する可否を採決します。

委員長は、陳情第2号について、採択いたします。

それでは、採択の理由は、事務局、ここで確認していいですか、採択の理由を。採択の理由は、陳情書の最後の3行ですね、急がれる市庁舎の整備について、今後も真摯に議論を進め、市議会として市庁舎整備の方向を早期に取りまとめる必要があるためといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。（発言する者あり）よろしいですか。

じゃあ、それを採択理由とさせていただきます。

それでは、ここで10分間の休憩をいたしたいと思いますので、委員会をしばらく休憩にいたします。10分間というのは、45分までということにしたいと思いますので、よろしく願います。

午後2時35分 休憩

午後2時47分 再開

中西照典 委員長 それでは、庁舎整備に関する調査特別委員会、第20回を再開いたします。

これからは協議事項といたしまして、市庁舎整備の全体構想について皆さんと協議していただきますが、前回、CATVが入りましたが、その素案ということについて言葉ではわかるけれどもテレビを見ている方には全くわからないというようなことがありまして、このたび庁舎整備のほうから一応、テレビをごらんの皆さんにわかるような資料をつくっていただきましたので、まずその説明をしていただきましてから協議に入っていただきたいと思いますので、中

島次長ですか、では、よろしくお願いします。

- 中島伸一郎 庁舎整備次長 失礼します。そうしましたら全体構想、素案の前提条件とかポイントをスライドを使って説明させていただきます。これまで説明してきた内容と重複する部分があると思いますけども、御了承のほうをよろしくお願いします。

じゃあ1ページ目、ごらんいただきたいと思います。市庁舎整備の5つの方針につきましては、平成25年6月に示しました市庁舎整備の基本方針案、それと市民の皆さんから寄せられました意見などを踏まえまして、市庁舎整備の5つの方針案を定めております。この1から5ですけれども、庁舎整備を進めるに当たり大前提となる項目でございます。

ここに書いてございますけれども、市庁舎は、現在及び将来にわたり市民の命と暮らしを支える、なくてはならない社会基盤である。「市民の命と暮らしを守る」ことを最重要視し、市庁舎整備を進める必要があります。この市庁舎整備の目指す姿と方向性につきましては、整理した5つの方針をもとに、前回委員会で議論いただいております。本日はこの5つの方針案を踏まえまして、庁舎整備の内容検討に当たっての前提条件である全体構想（素案）の11ページですけれども、ここを中心に整理した考え方を説明させていただきます。

じゃあ、2ページ目をごらんください。職員数の想定でございますけれども、現状、上のほうにありますように889人でございます。鳥取市の定員適正化計画、素案22ページにありましたけれども、これをもとに臨時・嘱託職員を含めた必要な職員数を、下のほうにありますけれども863人としております。人口と職員数との関係につきましては専門家委員会でも議論されております。専門家委員の委員さんからは、人口減少により何十年か後に仮に職員が減って庁舎にあいた面積ができた場合の対応はというようなこととか、臨時・嘱託職員数も踏まえる必要があるというような意見もありました。そのときには市としては職員数は業務内容によっても変動しますし、全職員数で考える必要があると。ただ、職員数が減れば、それぞれの建物の状況を踏まえまして、機能の再配置などにより調整していくことが考えられますと説明しております。

では3ページ、お願いします。前回、人口減少と職員数の検討について棕田委員さんから御質問がありまして、それにつきまして、これは素案22ページにありますけれども、定員適正化計画の考え方とともに、下の四角でくくっておりますけれども、今後、人口が減少しても、一方で高齢化社会が進めば、生活保護世帯の増加や福祉分野の体制の強化、税や税外収入の徴収体制の強化が必要となり、今後の人口の減少と職員数の減少は必ずしも正比例とまらない状況にあると考えられますという文章で説明させていただきました。このときに、この文章は、高齢化社会が進むことが直接、徴収体制の強化が必要とつなげるのはおかしいという御指摘もいただきました。これにつきまして、改めてこの文章を整理したことを、ちょっと考え方のほうを御説明さしあげたいと思います。

4ページをごらんいただきたいと思います。考え方としましては、今後、人口が減少しても、一方では高齢化社会が進めば、高齢人口増加に伴う福祉分野の体制の強化が必要となるということと、また、高齢化社会が進めば、出産年齢人口、これが減少すると。この減少に伴う税や税外収入、これは増収体制という言い方で今回ちょっと直しておりますけれども、増収体制の強化などが必要となると。こうした体制強化のために職員数を確保することは必要であると。した

がって、今後の人口減少と職員数の減少は必ずしも正比例にないということを説明してある内容でございます。こういった意味をまた今後、こういう視点を修正をしていきたいと考えております。

それと、先ほどの専門家委員会の議論を説明いたしましたけども、下のほうのですね、仮に将来的に庁舎に余剰空間が生まれれば他の機能等を集約するなど、ファシリティーマネジメントの観点で資産活用を行うことも考えられるということもここで考えておることがございます。

5 ページをお願いします。それと、敷地の特性と比較ということでございます。素案でいえば23ページになってきますけども、庁舎整備に当たりましては、主要な敷地となる現本庁舎の敷地、それと駅南庁舎の敷地、旧市立病院跡地について、表の上のほうから敷地の広さであるとか、海拔であるとか、地震が想定される揺れの大きさ、液状化、洪水、津波などの想定について比較をしております。一々は説明しませんが、比較した結果では海拔、想定される最大震度、液状化のおそれ、津波、洪水など、防災上の観点から見ればそれぞれの敷地には差がないことがわかります。一方、敷地の面積、あるいは、これ近接道路等の状況から見れば交通の利便性に違いがあるということも見てとれるということでございます。

6 ページのほうをごらんいただきたいと思います。これは先ほどの敷地の特性と比較をまとめたものでございます。上から、これは駅南庁舎敷地と旧市立病院跡地、これは鳥取駅とかバスターミナルに近いということで、また幹線道路が近接して交通の利便性で利点があるということ。それと2 点目として、旧市立病院跡地は敷地が広く防災体制が強化できるという利点。それと3 番目として、繰り返しになりますが、海拔、想定される最大震度、液状化のおそれ等々の観点ではそれぞれの敷地には差がないということをあらわしております。

7 ページをごらんいただきたいと思います。これは全体構想等の前提状況として重要な本庁機能の必要面積でございます。素案でいえば11ページでございます。本庁機能に必要な面積というような防災機能、行政上機能、議会機能の区分ごとに想定しております。表の上から、一番上の行政事務機能についてということで、職員1 人当たりの面積に想定職員数、先ほどの863 人ですけども、これに乗じて計算するということで、職員1 人当たりの面積は、専門家委員会での議論を参考にしまして、行政機能が類似している特例市の事例を参考に、1 人当たり24.4 平米ということで計算しますと約2万1,100平米となるということでございます。また2 番目に議会機能についてということで、議員1 人当たりの面積、想定議員数、これは32名でございますけども、これに議員1 人当たりの面積は、総務省基準をもとに35平米、これに乗じて計算しますと約1,100平米としております。3 番目に防災機能の強化に必要な面積ということです。これは関係課で構成します専門部会での議論、また鳥取大学の工学部、地域安全工学センターの意見を踏まえまして、災害対策本部会議室は約100平米、防災情報システム管理室はこれも約100 平米、防災災害備蓄倉庫、これは約300平米、一時避難ボランティア救援物資などの受け入れのためのスペースとして約800平米ということで、合わせて合計1,300平米ということで想定しております。

続きまして、8 ページのほうをごらんいただきたいと思います。これは先ほども御説明いたしましたけども、鳥取市と同じ6 つの特例市を調査した結果を図にまとめたものでございます。

職員 1 人当たりの面積、これは黄土色ですね、中央値として24.4平米ということで、ちょうど真ん中付近の値として24.4平米が出ております。この面積であれば、庁舎の課題でありますバリアフリー法での誘導基準による対応なども可能になりますし、プライバシーに配慮した相談室、受付スペース、倉庫、会議室等が適切に確保できるというふうに考えておるところでございます。

前回、下村委員さんから御質問がありました。県庁の職員 1 人当たりの面積は幾らかということでもございました。それで調べましたら、平成24年 3 月に公表されていますけども、鳥取県県有施設保全計画がございまして、その中で県庁舎は26平米と、東部庁舎は28平米というふうになってございました。

続きまして、9 ページのほうをごらんいただきたいと思います。既存庁舎の活用を考える上で、既存庁舎の現状、7 つの施設の現状をここで一覧表にしております。これも以前に御説明いたしましたけども、ここでは耐震強度が不足する建物としては、真ん中辺ですけども、いわゆる I s 値が0.2台の現本庁舎、あるいは第 2 庁舎、福祉文化会館ということになってございます。またいずれの庁舎も必要面積が不足しておりますので、また後ほど説明しますが、駐車場の駐車可能台数も不足しているという状況があります。

10 ページのほうをごらんいただきたいと思います。次にまた庁舎の現状として、分散化の影響をここでまとめております。市庁舎というのはもともと 1 つであったわけですけども、業務量の増加に伴いまして本庁舎機能は 7 つの庁舎、現在は 6 庁舎ですけども分散して、そのために市民サービスや業務効率面でロスを生じているということで、素案の25ページにそういった内容も示しておりますけども。それで、本庁舎と駅南庁舎の総合案内から他の庁舎に来庁者を案内した件数というのは年間約4,500件になるということで、ここでまとめております。このように、現在の庁舎配置というのは市民サービスや効率的な事務を行う上で課題がありますし、市庁舎整備全体構想（素案）の取りまとめに当たりましては庁舎機能をできるだけ集約して適切に配置することが大事ということで、急務として検討しております。

11 ページのほうをごらんいただきたいと思います。既存庁舎の活用の考え方として、3 つに分けて検討しております。活用しない場合と活用する場合を検討するというので、これは現本庁舎についてでございます。ここにありますように庁舎機能の配置、費用、まちづくりの観点から活用を判断していくということでございます。2 番目に、引き続き庁舎として活用するというものは駅南庁舎、環境下水道部庁舎、それとさざんか会館でございます。市庁舎の機能を最重要視すれば、新築して庁舎の機能を統合することが望ましいというわけでございますけども、機能の強化と費用の抑制との両立を踏まえたと、駅南庁舎の活用を前提とする、あるいはさざんか会館、中央保健センターは市民の利便性向上のために駅南庁舎に移転するということとして、あいたスペースにつきましては本庁機能の一部を配置すると。また環境下水道部庁舎は現在の機能配置を基本に引き続き庁舎として活用するというふうに考えております。

それと庁舎として活用しませんというものは、第 2 庁舎と福祉文化会館、文化センターということでございます。特に第 2 庁舎につきましては耐震性能に問題がありますし、老朽化もしているということで庁舎としては活用しないと。また、文化センター、福祉文化会館も、施設

目的に応じた利用が望ましいということ、また本庁機能の分散化の解消が必要ということで庁舎として活用しないとしております。

12ページをごらんいただきたいと思います。先ほどの考え方をもとに、活用の可能性としてこれは一覧表にまとめたものでございます。ここでは詳しくは説明いたしませんけども、特に現本庁舎を活用しない場合と活用する場合のいずれも耐震性に欠けるということがございますけども、耐震補強を行うということで活用は可能だと考えております。ただし、実現できる機能と要する費用を踏まえての判断が必要ということになっております。また、庁舎として活用しないとした第2庁舎、文化センター、福祉文化会館の庁舎の利用面積と現在の現本庁舎を初め、現在の庁舎において不足する面積、これを確保するためには新たな施設の整備がやはり必要となってくるというふうに考えております。

次の13ページのほうをお願いします。整備案としましては、これまで整理した前提条件、費用を抑制するため駅南庁舎等の有効活用など、こういったものを踏まえまして検討して、現本庁舎を庁舎として活用しない場合と耐震改修して活用する場合、それぞれそれぞれの新たな施設を旧市立病院跡地に整備する場合と現本庁舎敷地に整備する場合の4つの整備案が考えられるということでございます。その検討の中では、現本庁舎を耐震改修する案としては整備案2と整備案4で検討しているということでございます。

14ページのほうをごらんいただきたいと思います。駐車場の必要台数を検討する上で、現状をそれぞれ庁舎の来庁者数と駐車場の駐車可能台数をまとめております。ここも余り詳しくは説明しませんけども、満車状況というところをごらんいただくと、本庁舎、駅南庁舎とも満車状態が多くて、市民の皆さんに御迷惑をおかけしている状況がわかります。また、本庁舎につきましては開庁日の6割、その他の平日、休日問わず市民会館のほうでイベントがあるときには満車状態となっている状況。また、駅南庁舎につきましては確定申告時とか、あるいはさざんか会館での健診、イベント時で満車状態になっているというような状況があるということでございます。

15ページのほうをごらんいただきたいと思います。検討した4つの整備案につきまして、現在の本庁舎を耐震改修して使用する場合、いわゆる整備案2と4になります。それと使用しない場合、整備案1と3になりますけども、それぞれの庁舎に必要な駐車場の台数をここで想定しております。災害対策本部を設置する新たな施設は、この来庁者数からの見込み必要台数にかかわらず、防災機能の確保のために約200台分の駐車スペースが必要となっております。本庁舎の駐車場は市民会館のイベント開催時にも使用しておりますけども、この試算には市民会館の利用者、図書館の利用者、これは駅南ですけども、こういったものを庁舎機能以外の利用としては含めておりません。

16ページのほうをごらんいただきたいと思います。ライフサイクルコストでございますけども、庁舎整備の専門家委員会の報告では、建設から解体までその建物に要する生涯経費、つまりライフサイクルコストということが重要であるとされております。これを受けまして、具体的な整備費であるとかライフサイクルコストの算出に当たりましては、推進本部の幹事会の中にチームをつくりまして検討をしてきております。

ライフサイクルコストの試算につきましては、条件を統一して行っておりますけれども、その根拠数字につきましてはまた後ほど説明させていただきます。4つの整備案についてのライフサイクルコストの比較のグラフ、これを見ていただくとわかりますけれども、長期的な視点で考えると、これは使用年数を65年とした場合ですけれども、本庁舎を耐震した整備案2と4、これにつきましては2029年に建てかえが想定されます。しかし合併特例債が活用できないということから、一般財源からの持ち出しとなるということになりますし、同様に2054年には駅南庁舎の建てかえが想定されます。また、このグラフの中にはあらわれていませんけれども、2082年には新本庁舎の建てかえが想定されると、こういったものは全て一般財源での整備となるということになります。このことから整備案1が最も安く、整備案2が最も高くなるということがわかります。また、使用年数を、仮にこれを70年とか80年にした場合ですけれども、これはグラフの横軸は伸びますけれども傾向は変わらないということになります。

17ページのほうをごらんいただきたいと思います。先ほどのグラフで示したライフサイクルコストは、これは経過年ごとに数値で比較したものです。それぞれ最も費用が高い整備案をこれは青で表示していますし、最も安い整備案を赤で表示しております。ここでも将来的に見ると整備案2が最も高く、整備案1が最も安いということがわかります。

18ページをごらんいただきたいと思います。概算事業費でございます。素案の25ページでは、これは設計・監理費と建設費等とその他経費のこの3つに分けてそれぞれ整備案1、2、3、4の概算事業費を出しておりました。このスライドでは本庁舎耐震改修、新庁舎建設、立体駐車場建設、駅南庁舎の改修、そういった経費ということでより詳細に示しております。概算事業費の算定に当たりましては、比較検討のために基準を統一しておるということで、先ほど説明しましたとおり庁舎の面積は同じ面積にしておりますし、新築建物の平米当たりの建設単価というのは、免震構造で新築しました先ほどの他都市の事例を参考にして34万1,000円で計算しております。本庁舎の耐震改修費とかその他の経費につきましては、過去の資料とか見積もりを参考にこれを出しているということでございます。

19ページをごらんいただきたいと思います。財源と市の実質負担として、これも25ページにありますけれども、ここで比較させていただいています。これも例えばということで、整備案1ですけれども、65.6億円の事業費がありますけれども、これにつきましては公共施設等整備基金が7.6億円、それと対象事業費ですね、これは実施設計とか工事管理費とか工事費等ですけれども、これの95%の適用となる合併特例債、これを58億円活用すると。合併特例債は返済額の7割が毎年国から地方交付税として支援されるということで、実質返済額は20.5億円となるということです。市の実質負担は先ほどの基金と合わせて28.1億円となることを整備案1では示しております。同じように2、3、4もそういった内容で内訳がわかるようにしております。

20ページのほうをごらんいただきたいと思います。これは先ほどの数値をグラフ化したものです。4つの整備案とも市の実質負担は公共施設等整備基金の現在高であります約34億円、これは右の図の赤線で示しておりますけれども、これ以下になっているということでございます。したがって、当初の整備段階では合併特例債と現在積み立て済みの公共施設等整備基金を約34億円活用するために新たな負担は生じないということで、これは4つの整備案にも共通し

ていることでございます。

21ページをお願いします。これはランニングコストを比較検討したものでございます。素案でいえば25ページになります。これは現本庁舎、駅南庁舎、新たな施設などの建物について、平米当たりのランニングコストを試算しております。試算に当たりましては、建築物のライフサイクルコストを参考にしながら、対象となる施設ごとに保全コスト、改善コスト、運用コスト、一般管理コスト、修繕コストを算出しております。現本庁舎の修繕コストにつきましては、これは改めて建物調査を行いまして、今後必要となる修繕更新費用をここで見込んでおります。既存の庁舎のライフサイクルコストの算定に当たりましては、建物の現状の機能を維持し、新たな機能の付加及び変更を見込まないということにしております。新たな施設のライフサイクルコストの算定に当たりましては、先ほど申し上げましたけども、建築物のライフサイクルコストを踏まえて単価設定をしております。建物の耐用年数、これは使用年数65年として試算をしております。

素案の26ページですけども、現状の本庁舎を使い続けますと毎年約1.1億円のランニングコストが必要となってきますし、新たな施設のランニングコストと比較しますと毎年1,730万円多く費用がかかってくるということもわかっております。

22ページのほうをごらんいただきたいと思います。これは庁舎機能の分散化による経費の比較でございます。上の表にありますように、分散化に伴う影響が整備案1に比較しまして、他の3案では1年当たり、このグラフにありますように878万円から1,284万円多くかかるということも出ております。ただ、この費用につきましては、ランニングコストには含めておりません。

23ページ、ごらんいただきたいと思います。これは素案でいえば28ページになりますけども、4つの整備案の工期について、これは平成26年度から事業を開始した場合で比較しております。ごらんのとおり、最も早く整備できるのが整備案1ということがわかると思います。

最後になりますけど、24ページをごらんいただきたいと思います。工事期間中の影響ということでまとめております。現本庁舎を耐震改修する整備案2と4ですけども、これは新たな施設を建設した後に、耐震改修を行うために工期が長くなるということがございます。工期の短縮のためには仮設庁舎を別途設置する必要が出てまいります。2番目に、現在の本庁舎駐車場に新たな施設を建設する整備案2と3ですけども、これにつきましては埋蔵文化財調査のために工事前の約2年間、工事期間の約2年間は仮設駐車場の確保が必要となります。また、同一敷地工事のために来庁者、市民会館利用者、職員の動線など安全確保が必要となります。また、工事期間中を通して駐車台数が確保できないということがありますので、仮設駐車場の確保など、対策が必要になってきます。しかしなかなか近隣には確保は困難な状況があります。

以上、簡単でございますけども説明のほうを終わらせていただきます。

中西照典 委員長 皆さんのそれぞれの手元にあります鳥取市庁舎整備全体構想の素案をスライド用にパワーポイントで今、説明していただきました。それで、これは皆さんにお諮りするのですが、先ほど、急がれる市庁舎整備について今後も真摯に議論を進め、市議会として市庁舎整備の方向を早急に取りまとめでいただくことを要請するということを採用したわけですが、

どういう方向でいけばいいのかということを私なりに考えたところ、例えば、これは平成22年9月の第1次の市庁舎整備の報告ですが、いろいろと検討した結果、例えばこういうふうにまとめてあります。免震型耐震改修すべきとの意見が一部の委員にありましたが、新築すべきという意見をまとめましたとか、それぞれ何をどうというよりも、議会として、例えばこの本庁舎を修繕して使っていくのがいいのか、あるいはこの新庁舎は検討した結果、新たにあるいは新築したものがいいのか、その辺のことが皆さんの中で認識していただければ一歩二歩進むんじゃないかと。やはり我々は素人ですので、非常に細かい点をするのではなしに、どちらかというと、この今我々がいる庁舎を、これをどうすればいいのかということを話ししていただいたほうが議論が早いのではないかというのが私の意見ですけども、それには素案等のさまざまな資料がありますんで、そこからそれぞれ話を持っていったらと思いますが、これは私の委員長としての進め方の一つの意見であります。この間は、素案でいきますと前提条件から入っていきましようというお話でありました。先ほども前提条件のお話が出ておりましたけども、今申しましたように、この庁舎が耐震に耐えられないというところからのお話でありますので、その辺の話ができたと思いますけども、いかがでしょうか。それぞれ皆さんの意見をお伺いしたいと思います。素案についての内容も含めて。

有松委員。

有松数紀 委員 今、委員長が提案ということで、耐震改修という考え方と新築移転と、新築すべきでないかと、耐震改修ということではなしにという考え方の中である程度話を、議論を進めていったらどうかという提案がありました。私自身、それを反対するものでもありませんし、できるならば今定例会の中でもそういった部分での中間報告を本当は出していただきたいという思いでおるのですけども、そういう思いの中ですけれど、先ほどの陳情の中での意見という中で、ちょっと確認をさせていただきたいと思うのですけど、この話はどのようなのでしょうか、委員長としては許可いただけるのでしょうか。

中西照典 委員長 ちょっと内容がわかりませんので……（発言する者あり）

じゃあ、有松委員の意見を聞かせてください。

有松数紀 委員 じゃあ、私、これは棕田委員にも伊藤委員にもお聞きをしたいのですけども。先ほど来、今、執行部が示しておる全体構想というものは新築移転を基本にして出しておるという中で、この素案に対して議論を進めるといふか審議に入ることはできないというような表現をされた私は受けとめましたので、この部分に関して真意を聞かせていただけたらというふうに思います。というのも、我々は執行部に、3次の中で執行部に提案をなさいということで投げかけたわけで、それも条件なしということもあって、住民投票の受け取り方がどうだという議論は分かれてはおりますけども、その住民投票の結果もこの提案の4案の中には入っておるわけで、その中で執行部はこの1案が最適だと思っても議会はどうかというところで、この4つの審議を特別委員会に資料として提供してくれているという中において、この全体構想では議論に入れないというような発言に私は受け取れたものですから、この部分に関してこのことを明らかにしていないとこれから先の議論はないのかなという思いもあって、お尋ねをしてみたいと思いました。

中西照典 委員長 これ以上すると委員間討議になりますんで、委員間討議は面倒くさいですけど、委員間討議をすることに賛成の方はちょっと挙手をお願いします。する必要……（発言する者あり）

ちょっともう一度きちと、いい人は。

では、これを委員間討議いたします。

じゃあ、伊藤さんから。

伊藤幾子 委員 執行部が出してきたこの全体構想は新築移転が前提となってるということですよ、私が言っているのはということですね。

前提というか、執行部は新築移転が一番望ましいということはこの全体構想の中で言っているっていう、確かに18ページにそうやって書かれているわけですよ。先ほどの陳情の中の議論の中で、3次の特別委員会の委員会報告、委員長報告のことがありましたけれども、新築の可能性があるという参考意見も示されたけれども、これについては意見がまとまらなかったっていうね。私はずっととにかく耐震改修しかあり得んっていうね、住民投票の結果はここでの耐震改修だということを言い続けてきたけれども、なかなかそれが一致を見ない、今でも一致を見てないのですけれども。この特別委員会の報告で新築の可能性があるというのは、さっきも言いましたが、百歩譲ってここでの新築の可能性であって、新築移転ということはないだろうと私は理解をしていたので、だから、それを受けての執行部からの提案だったら、新築移転以外の、言うたらここで耐震改修で何かつくるとか、ここで全部新築にするとか、そういった案だけが出てくるのならまだわからない話でもないけど、新築移転というものが出てくると自体が私としては、経緯を踏まえてですよ、第3次の委員会の経緯を踏まえて、納得がいてないということです。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 そこはスタートから議論が分かれているということです。私自身は、その住民投票を踏まえてという中ではあるのですが、住民投票の2号案がその提案した条件の中でできないと、そのままではできないという結果が出たから、その結果を踏まえたならば、今まで住民投票は20億8,000万のできるのであればここで、そしてこの庁舎も耐震改修をしてやったらいいじゃないかということが住民投票で示されたのですけれども、それが20億8,000万でできないということになると、今までの条件が全部そろったことの中での住民投票ということにならないという判断なのですよ。だから、それを踏まえると、後の専門家委員会の中で調査されたアンケートの中では、できない案だったのだったら改めてもう新築移転しなさいという思いも大変多く出てきたという結果も事実あるわけですよ。それを踏まえて執行部はこの提案をしているのだと。皆さん方は、伊藤委員は新築の内容が盛り込まれているから議論に入れんというような言い方をされますけど、今まで議論はしてないということを踏まえてね。その思いはあるのかもしれませんが、我々としての思いとはやっぱりその部分にはちょっと溝があるわけですよ。ただ、それをいつまで言っても平行線になるわけで、庁舎は必ず建てなきゃいけない、こういった形にしる整備をしなければいけない現状にあるわけですから、そこはお互いが乗り越えて、この4案の中の1つのパターンにある程度絞っていかなければ執行部

としても提案がしにくいということで、今我々は先立って特別委員会で議論をしているので、そのテーブルに着きましょうよという中で先ほどの考え方でいかれると、何をして議論を進めるのかということで、私たちは何か不毛な議論に入り込まれるような、引きずり込まれるような心配もして改めて聞いておるわけで。そこは我々委員としては、先ほどの陳情の中身を真摯に受けとめてこのテーブルに着きましょうよ、そうして細かな部分をただしながら、現在地で耐震化をするのがいいという考えであれば、その案に沿ったものの提案を伊藤委員がすられればいいし、そうでないものはそういった意見の中で特別委員会は、本当に議会中の中でも集約をして一歩でも進めましょうよということを言っているわけで。この部分は乗り越えないと話が進まないなという心配があって、改めて聞いているわけです。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 私、第3次の特別委員会から委員となって、住民投票後の特別委員となつてずっと議論に参加はしているわけですね。だからそこだわりというのが当てはまるのかどうかわかりませんが、やっぱり自分自身としては経過を踏まえて言っているつもりなのですよ。乗り越えてという言い方を有松委員さんはされましたけれども、本当に第3次からかわっているだけあって、余計に乗り越えるのが難しいっていうのも正直なところがあってね。それで私、この特別委員会の全体構想が出てきた初めのほうに、やっぱり、これで2ページに書かれている住民投票に関する評価ですよ、捉え方、執行部がされているね、そこをやっぱり議論して、ちゃんと議会として共通認識持たないと先に行けないんじゃないかというようなことは言っていると思うのですけれども。やっぱり有松委員さんが言われる、乗り越えてって言われている部分が私としては絶対乗り越えられないのですよ。議論してちゃんとやらないと、何かちょっと、全く御期待には沿えないのですけど、乗り越えられないのです。それだったらやっぱり住民投票のこの評価のところをしっかりと、議会が住民投票しようって条例案も検討してやってきたわけで、そういった経過踏まえると、ここから逃げたらあかんの違うのかなと、やっぱりそれがないと私はそんな4つの案、具体的にっていうことには、自分自身は乗り越えられないです。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 そこですよ。そこは当初から議論はかみ合っていないのです、3次のときでも。持論は持論として、それは仕方のないことだと思いますよ。だけど、そのことを言って前に議論を進めなければ、それと、この今の4案以外に、全体構想はそんな根底の中で進められたのだから議論に入れないと言われるのであれば、新たな協議の中の資料というのはどんなものがあるのですか。そして、その中でできる庁舎というのはどんな形があるのですか。やはり基本としては、現在の庁舎を耐震化するのを基本にして進めようという考え方と、いや、こんな古い建物に投資するのはいかなものかという考え方の中で新築移転、これはおのずと絞られていくところに行き着くじゃないですか、議論として、過程はどうであれ。違いますか。それ以外の議論に行きますか、庁舎のあり方が。だから、その部分に関してはかみ合わない部分があるかもしれませんが乗り越えて、具体的な庁舎の整備のあり方の議論に入りましょうよと言っているのですよ。そこを越えないということになると議論に入らない、検討する余地もな

いということなのでしょう。本当にそれで市民の負託に応えられるのですか。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 だからね、この現本庁舎は耐震改修で使って、どうやって市庁舎整備を進めていくかという議論だったら私はいいと思うのですが、そっちのほうにじゃあ乗り越えてきていただくということとはできないわけですか。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 だから、その御自分の思いは思いで主張されればいいと言っているのですよ。だけど、その部分の考え方には我々とは隔たりがあるわけで、もともとの住民投票のその意義という部分に関しては、経過の中で少しずつ当初の思い、その受けとめ方が違ってきたわけで、溝があるわけですよ。その部分を我々がお互いに譲歩しなければ議論の先に進まないだろうと。ですから、持論は持論として展開されればいいと思うのですよ、それを市民が、そしてこの特別委員会が是とするのであれば、おのずと耐震化ということが進んでいくでしょう、違いますか。それを我々は議員の一人一人の責任として進めていこうということではないですか。最初のそっちのほうの耐震化だけの議論というのは、それは伊藤議員の言われる思いであって、私はそうではないです。

中西照典 委員長 ちょっといいですか。この問題は、今まで、今回特別委員会は20回目ですけども、毎回のように出てきますね。それがあつために、具体的に素案というものに対しての話が全くできてきませんでした。先回からやっとこの素案をもとにして、自分の主張できるところを主張し、先ほど言われたように、これは執行部がつくったもので耐震を中心にしとるじゃないかという意見もありましたけれども、それであっても、それは違うのだというふうな意見の中で、やはりこの市庁舎をどういうふうにしたいのか。でもまずは、この本庁舎というものを今後どうするのか、さまざまな問題が提起されていますし、そういうものを見的过程中でどういうふうに持っていけばいいかという議論に入っていただきたい。で、その前の共通認識ができてないというのは、それは言われたようにずっと共通認識はできないのですよ、それぞれの思いも違うのですから。それを無理やりにしようとするのは難しいので、僕がいつも言っているように、伊藤さんは伊藤さんの考えがあるし、有松さんは有松さんの考えがある。しかしながら、議員として、委員会としてやっぱり物事を、その耐震改修、あるいは新築でもいいですよ、この庁舎をどうするかというところで話をしていただきたいというのが私の切なる思いです。なかなかそれぞれ思いはありますけども、少なくともこの本庁舎が震度6になると耐えられないところから始まっておりますので、そういうところからの議論を闘わせていただきたいというのが私の意見です、思いです。

ですから先ほど言いましたように、まず先ほど説明がありました、その中でやはり皆さんの中でどういう庁舎、どういうスペースのある庁舎が我々これから庁舎として必要だろうかということも、これもみんながもろ手を挙げてなかなか賛成しにくい面があると思いますけれども、それについての議論をまずしていただいてと思います。そういう中から、じゃあ庁舎に対しての平米数が今でいいのならいいという意見でいいですよ、けども、1つの案が出ていますので、その案をやっぱりたたき台として皆さんで語っていただきたいというのが委員長の思

いであります。わかりますか。

橋尾委員。

橋尾泰博 委員 委員長の思いはようわかりますし、それから先ほどの有松委員と伊藤委員との委員間討議のお話もよく聞かせていただいたのですが。そもそも、新築と耐震改修といたらおのずと工事の内容が全然違いますよね。それで今回のこの全体構想の4つの案が出ているのだけど、これは比較検討しやすいように2万3,500という執務スペースを一つの基本として、そのほうが比較検討しやすいだろうということを出ているのだけど、私、以前にも全体構想が出た折に、住民投票にかけた2号案そのものが抹殺されているという発言したように記憶しておるのです。よその都市でも耐震改修をやっていますけども、やはりそこは執務スペースはふえてないわけですね、財政に余裕があるとかないとかは別にして。やはりこの1つの2号案見てもこれが比較的、耐震改修及び一部増築案の基本的な形の中で出ているのけども、住民投票にかけた新しい庁舎は4,360だったかな、というスペースだけど、これが倍以上の1万600というようなことになってきておるということで、住民投票にかけた計画そのものとは明らかに似て非なるものになってきておるというところがあって、先ほど有松氏のほうは、もしそういう伊藤さんのほうでそういう議論があるんだったら、伊藤さんが具体的に提案されたらどうかというような話も出たわけですけども、これはやっぱり聞いとって、一見正当性があるように思うけども、有松氏のさっきの発言というのはいかがなものかなと言うふうに私は受けとめました。比較検討するにしても、やはり耐震改修の基本の形はどうであったのか、それにおいて、例えば市役所の機能としてスペースがこれだけ要るのではないかという話で、4,360では足りないよという話であれば議論していく余地はあるでしょうけども。そこら辺が何か、お二人のさっきのやりとり聞いとってよく理解できない。

中西照典 委員長 有松さん。あっ、ちょっと待ってくださいね。

棕田さん。

棕田昇一 委員 私にも問いかけられましたので。

まず1つは、先ほどの陳情書のときの議論もそうでしたけど、私は前特別委員会の報告書を読んで、条件なしで執行部に委ねたというふうには読めません、私は。どこにそう書いてあるのですかね。住民投票の結果を踏まえてという、やっぱり大前提があるようにしか私には理解できないですね。そういう意味でいいますと、議会としても無条件で執行部に委ねたとは思いませんが、しかし、いずれにしても執行部は執行部の見識として、住民投票の結果、住民投票という法令に基づいた最大の直接民主主義であった住民投票の結果を執行部みずから踏まえて考えるべきというのが本来あるべき姿で、そういう意味でいいますと、過去にさかのぼってのことを言ってもいいかもしれませんけれど、住民投票後にそもそも執行部がとるべき態度は、議会の側にその検証を委ねるみたいなことではなくて、住民投票の結果を踏まえて、じゃあいかにしたら耐震改修及び一部増築という案が実現できるのかということでの基本計画を執行部はつくるべきだったと思うのですね。しかしながら、話を戻しますけれど、その前の特別委員会で私は無条件とは読めません、理解しておりませんが、執行部が少なくともその時点でこの今日のような内容を持つ全体構想ではなくて、耐震改修を基本とした、執行部の言葉でいうと全体構

想、基本計画を示して、その議論を始めるべきだったと、あるいはだと、こういうふうに思うのです。

有松委員も言っておられたように、それぞれ考えあるのですよね。議員の中にもある、市民の中にもある。だからこそ、自分の意見は意見としながら、その住民投票の結果を踏まえて事を進める以外には事の進めようがないと。仮に住民投票で1号案が支持されておったにしても、いや、我々は2号案の考えだからということを言っておったら、これがまた逆でも一緒なわけですし、そこにあったと思うのですね。そういう意味でいいますと、その住民投票のときの20億8,000万ということにがちがちにとられることなく、まさにそこを乗り越えて、いかにして耐震改修を基本とした案が実現できるのかと、こういう私は前向きな方向にぜひ、有松委員や皆さん方も乗り越えていただきたいと、こういうように思います。

住民投票の結果を踏まえるという大きなベースに立つことこそ市民の負託に応えることであって、住民投票を無視するような姿勢というのはまさに市民の負託に応えることにならないと、そういうベースで具体的な議論を進めていきたい、またいただきたいと、私はそのように考えております。

中西照典 委員長   じゃあ、桑田委員。

桑田達也 委員   今の棕田委員の御意見についてですけども、おっしゃっておられるこの住民投票の意向を踏まえたその考え方、これをまず議会がどのように考えてきたのかということを私たちは踏まえないといけないと思うのです。2次の委員長報告を受け、そして私たち議会が議会として議会の責任で3次の耐震改修の庁舎に関するこの特別委員会を私たちが設置をしたわけです。それは今棕田委員がおっしゃった、住民投票の意向を踏まえて私たちが設置をした特別委員会だったわけです。それはなぜ設置をしたのかというと、住民投票で選ばれた、その耐震改修案の中身を議論するために私たちが設置をした。その結果、先ほどの議論になりますが、あの3次の委員長報告ということに、最終報告ということになったという、そこだと思うのですね。その中に、この住民投票が行われたから即執行部のほうに、私たちが内容を検証もせずに執行部のほうにそれこそ丸投げということはありませんかと思えますよ。私たちがこの市民の皆さんに示した2号案の中身ということを私たちみずから検証していく責任もあったんじゃないでしょうか。

中西照典 委員長   どうですか、まだしますか。(発言する者あり)

ただ、ちょっと私のほうから言いますと、ここに来ると、じゃあ2号案がどうだったとか、2号案のときの成立がどうだったとかということもずっとさかのぼっていきますので、そうすれば、果てしない議論になります。今、私がまさに言っているのは、とにかくこの庁舎が、地震が来たらもう危ないのだと、まさにそこです。それぞれ思いがありますし、それぞれの思いの中で、でもこの庁舎をどうするかということを考えないといけない。だから、これをいわゆる直して使うのか、あるいはいろいろした中でやはり新しいものを建てたほうがいいんじゃないとか、そういう、とにかく場所のことを言っていないでしょ。まず一歩進んで、場所よりもどうなのかということを私は皆さんに真摯に、それこそ前向きに検討していただく。その一つのよりどころとしては、先ほど言ったように前提条件は、先ほどいろいろ説明した中でのいろ

いろなことを執行部が説明をしました。その中で、やっぱりこういうことならこうしようとか、こう言っておられるけど、いや、こうだという、そういう議論に入っていたきたいのが私の委員長としての皆さんに対するお願いです。(発言する者あり)

では一言、棕田委員。

棕田昇一 委員 住民投票が基本設計といいますが、設計案をもって提案されていたのであれば、それは検証するのは住民投票後ではなくて、当然住民投票の前に検証した上で住民投票しなければならなかったじゃないですか。それを、住民投票しといてその後で検証ということ自体がいかげなものでね。私は一貫して申し上げていますように、住民投票のあの条例案というのは基本的な考え方と大枠を示して、市民の皆さんに耐震改修及び一部増築と新築移転とどちらがいいのかという、どちらを支持されるのかということが住民投票であったわけですから、その結果が出たら、住民投票の結果を検証するということではなくて、それを具体化していくためにはどうしたらできるのか。そのときに20億8,000万という基本設計であったならば、ある意味がちがちかかもしれませんけど、そこはまさに柔軟に乗り越えて、基本的なものをどう具体化していくのかということを私は考えていくべき、それが前向きな考え方だと思いますよ。

中西照典 委員長 じゃあ、有松委員。

有松数紀 委員 以前もこの話はやめましょうと何度も言ってきた経過がありますけども、棕田委員にあえて言わせていただきますけども、そのことを本当に住民投票にかけるまでにしたかったわけですよ。ただ、それが時間切れになるほど内容が示していただけなかったと、議会の中ではね。ただ、この2号案に対しての責任は持つというほどまで言われたのです、提案された議員さん方が。そのバックボーンとしては設計者の方がいらっしゃったと。できないということは言わんという中でスタートしたわけですよ。ですから、当然その中身を知り得るといいですかね、確認をする必要が議会としてはあったわけですよ、住民投票後に。執行部に言われて検証したわけではないのです。そのことが提案する中身と違って来るから最終的にできなかったということで、逐一どんな機能を持たせてという議論はしてないですよ。提案をした中身、それぞれ設計者の思いを聞いて、その20億8,000万って出された内容を聞きながら、本当にそれができますかということを検証する中で言われたこと自体が、一つ一つ符合しないことが起こってくるから、最終的にはこの2号案は実現不可能という結論に至らざるを得なかったということですから、逆さまだという言い方ではないです。ただ、こういうことは市民の方々に向かって言えることではないということを以前に言っているのですよね。ですから、そういう言い方はやめていただきたいと私は思いますし、委員長の考え方の中でやはり我々はテーブルに着くべきじゃないかということを改めてお願いしたいというか、着きましょうということで発言させて……。

中西照典 委員長 ちょっといいですか。その議論は今までに何回もしましたし、それぞれ思いがあるわけです。それを、じゃあ、今言われたようなことがしてないからといって、じゃあこのままどうするのですか、もうほったらかすのですかね、いけないでしょ。やっぱりこの問題を進めるには、我々は建築に関しては素人ですから、資料として示されたものに対して素朴な

疑問をぶつけて、本当にこの案が自分の思っていることに合うのか合わないのかをきちっとして、じゃあこの案はいけんならいいんでもいいですよ、4つの案あるだけでも、だけど、そういうところでやりましょうよ。もう住民投票は、これはそれぞれ思いがあるわけです、かみ合いません、何回もしてきて。ですから、橋尾委員も、委員長だったのだけでも、そのことについては思いがあると思いますけども、この私が申したとおり前提条件の辺からちょっときょう説明したものを、やはりそのことについて話し合ひましょう。それでなかったら話し合えないというのはちょっとやめましょう。

橋尾委員。

橋尾泰博 委員 桑田氏の発言からこういう展開になってきたのだけど、さっき委員長がこの本庁舎、I s 値が低いので耐震改修をしないと大きな地震に耐えられない、やっぱりそこでも一つの皆さんの委員との、意見を統一しとかなないけないのだけでも、I s 値が低いから耐震工事をして、特殊工事ですよ、免震であれ制震であれ、それを施すことによって構造体の 類という、我々特別委員会は設定をした、重要度係数1.5を確保しようということで日本設計に積算をしていただいた。それでも委員の皆さんの多くは、やはり耐用年数を考えれば20年後には新しい市庁舎を建てないかと、だから二重投資だというような意見が出てくるのだけでも、現実には特殊工事をやれば重要度係数1.5は確保できるということになれば、県庁は50年を目標として修繕を続けながら延ばしていこうというふうに長寿命化を図っておられる。鳥取市役所も当然その考え方で私は向かえばいいと思うし、大きな震度6ですか、それにも耐え得る強度に持っていくことは、特殊工事だね、できるというふうに思いますから。そういう耐震改修の案を検討するにしても、やはり同じ認識に立って、じゃあその中で市役所の機能とか執務スペースだとか、あるいは市民交流広場だとか防災の機能だとか、そういうものの議論ならいいのだけでも、やっぱり耐震改修と新築というのは明らかに工事の内容は違うわけですから、それをこの全体構想の4案のように同じ条件で、これは比較検討しやすいためにつくっているのだけど、それぞれ工事のやり方が違うと、工法も違うということもやっぱり委員みんなが認識をして議論しないと前に行かんでしょう。

中西照典 委員長 ちょっと、私が言っているのは、耐震改修ありきとかなないとか、まずこの庁舎をどうするのか。それは耐震改修にしたり、機能とかいろいろなさまざまなことの中で、それで、じゃあここは耐震改修で何十年、50年もたせるというふうに皆さんが決められればそれでいいし、いやいや、それじゃあなしに、これには、何十年もたっていますから、バリアフリーやいろいろな問題があるから、合併特例債もあったりするからやはり建てかえたほうがいいというなら、そういう意見を出していただきたいです。やはりこれはこれからの何十年を見据えた庁舎の話ですから、もう少し大きなことで、鳥取市のために庁舎はどうあるべきかということの話をしていただきたいのが私の委員長としての願いであります。

ですから、そのたたき台として、もう一度言いますが、そのたたき台として執行部が素案をつくりましたから、やはりそのどれかをもとにしないと議論ができません。ですから、この素案をもとにしてそれぞれの意見を言っていただきたい。そうしないと庁舎に関しての話が一つも進まないですと私は思いますけども、その点よろしくお願いします。

ですから、もう一度言いますけども、まずこのきょうの2ページですか、職員の想定とかその辺のところをどうだろうということから、じゃあこの庁舎はどうだ、その辺から話をちょっとしてくださいな。思いは皆さんあるけども、そうしないと実際に庁舎の話ができませんね。ですから、その辺のところをお願いします。

僕の説明は終わったので、じゃあ下村委員。

下村佳弘 委員 もとに戻る話ということですけども、やはりこれ住民投票を受けてつくられたことですよね、特別委員会、3次も今もそうですけども。これを住民投票のときには概要だから後で考えればいいということで住民投票をやったというのは、これは事実だと思います。これを専門家委員会や3次の特別委員会、これで具現したのが今示されている方針ですよ。だから、これは矛盾してあるようで全然矛盾はしてないと思うのですよ。だから、今委員長がおっしゃられたようにこの案を審議していくということが、これが正常なこの特別委員会の姿だというふうに私は思いますね。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 今の下村委員さんの御意見ですけれども、住民投票を踏まえた上で専門家委員会とかが出してきたものを踏まえて具現化した案がこの全体構想として出ているっていうような話だったのですが、専門家委員会は住民投票の結果は踏まえずにいろいろ議論をされてきていたと私は理解しておりますので、もしも住民投票の結果を踏まえて専門家としての議論をされたのであれば、恐らく狭い敷地の中だけでもこういうふうな感じでできるなあとか、そういったようなものが出てきてしかるべきだと思うのですね。でも検討されてきたのは、あくまでも一般論的に市庁舎はこうあるべきだということで、いろんな条件なり機能なり、そういったものを検討されてきているのだと私は理解しておりますので、ちょっとそこが下村委員さんと意見が違うなと思って聞かせていただきました。

中西照典 委員長 ちょっといいですか。伊藤委員、伊藤委員の主張はずっと変わっておられないからわかります、一つの意見。ただ、今だからこそじゃあこの意見に対して、このいわゆる素案に対して、全くそれについての議論には乗らないという話ですか。そういうことじゃないでしょう。(発言する者あり) だから、それであったら、思いはわかります、あなたはずっとそういうふうに言っておられる。ただ、ほかの人は違うので、この議論は、だからこの議論を進めましょうよ。(発言する者あり)

下村委員。

下村佳弘 委員 2号案のときはこういう5つの方針とか、こういうのはなかったですよ。(発言する者あり) なかったのですよ。これは後で考えればいいという考え方で住民投票に向かったのですよね。その中でそれを、後で考えればいい部分を具現化するために3次の特別委員会ができたのですよね。これを、住民投票の結果を受けてどうすればいいかということを受けて3次の特別委員会ができた。その結果を踏まえてこの委員会が開かれているわけですよ、流れはそうですよね。それで、その中でこういう問題がありますよというようなことが特別委員会の中、専門家委員会の中であって、それをもとに原案をつくられたと。それを審議する、これは当たり前の話じゃないですか。

中西照典 委員長 桑田委員。

桑田達也 委員 私が整理する必要はないかもしれませんが、伊藤委員がおっしゃった、専門家委員の皆さんの名誉のためにも申し上げておきたいと思いますが、専門家委員会は何も新築ありき、耐震改修ありきの議論ではないということを私たちは認識していますよね、そうですね。その上で、先ほど伊藤委員はこの庁舎のあるべき姿を議論されているとおっしゃったけど、そのとおりでいいじゃないですか。専門家委員会は、将来のこの鳥取市庁舎のあるべき姿はどうかということをもさしく議論をする、そのテーブルが専門家委員会であった。これに異議を唱えることは私はできないと思いますよ、特別委員会のこれまでの経過を踏まえれば、私たちの認識が正しければ。そこが違うというのは、ちょっと私、理解ができないですね、そこは。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 専門家委員会が市庁舎のあるべき姿ということで報告書をまとめられたというのは、いろいろ条件、調査をされてこうあるべきだというものをまとめられたというのは、当然私はわかっています。けれども、そもそも、これもあくまでも意見の違いになるのですけれども、専門家委員会っていうものが必要ないという、最初私たちは認識だったし、だから設置には反対しましたし、それで議論されるのも住民投票には触れないといいますが、住民投票の結果には触れないということでやられてきた、だからこそ一般論的に考えてこうあるべきだと、庁舎は、そういうものが出されてきたと私は理解しているので。本来の流れでいえば住民投票をしました、住民の意思が示されました、確かにそれは2号案で、案として出したものが第3次の特別委員会を実現不可能だっていうような検証結果が出ましたけれども、イコール、現在地での耐震改修が全て不可能だということではないと私は理解をしておりますので。ですから、その流れをくめば、専門家委員会で専門家の集まりだったらば、やっぱりその住民投票の結果を踏まえて、ここで耐震改修をしていく上でどうあるべきということを議論していただければよかったなという。だから、そこは桑田委員とはもう意見の違うところです。

桑田達也 委員 わかりました。ですからね、いいですか。

中西照典 委員長 ちょっと待ってくださいよ、今の続きまでされるの。

じゃあ、桑田さん、どうぞ。

桑田達也 委員 ですから、先ほども有松委員からもありましたけども、今この特別委員会が審議をしているこのテーブルの上で、伊藤委員がこの現地での耐震改修ができるのであれば、それを示していただければいいと思うのですよ。さらに言えば、私たちのこの特別委員会は今4次ですけども、一番最初の特別委員会、先ほど橋尾委員からもありましたが、この耐震診断を受けて、私たち市議会は第1次の特別委員会において、免震改修という議論までしました。しかしながら最終的には、その第1次の特別委員会では新築統合という結論を出してきているわけですよ、新築統合、第1次の特別委員会。市議会の結論として、まず新築ありきということの結論を出しているということも、私は認識をしておかないといけないというふうに思いますよ。その後、確かに移転ということがあり、なぜ移転がいけないのかという、そこら辺の議論というのは私ははっきり聞いてないような気がするのですけども、何かこの新築移転という、

新築結合では賛成だけでも、新築移転になった途端に住民投票が起こり、今日のような結果になっているということも、私は経過の中にあると思うのです。であるならば、伊藤委員ね、議会が一番最初に出した新築ということ、それから移転がなぜだめなのか、そしてさらには共産党さんがというか伊藤委員が耐震改修でなければならないと、現地に、そしてこの全体構想が示された上でなおかつ3次の委員でもあった伊藤さんが、その委員長報告を受けた後で、なおかつこの現地での耐震改修ということを主張されるのであれば、一つ一つ、この素案の中で耐震改修の必要性といいますが、特に2号案ではこの庁舎の機能であるとか、ここで示されているライフサイクルコストとかそういったことを私たちは議論してないわけで、3次のときには。だからこそ専門家委員会でそういったことにまで踏み込んできょうに至っているわけですから、そういったものをトータル的に考えられて今、耐震改修を主張されるのであれば、この出てきた素案に対して私は耐震改修、こうこうこういう理由で耐震改修が必要なのだと、妥当なのだという意見を言われないとだめだというふうに思いますよ。

中西照典 委員長　じゃあ、吉田副委員長。

吉田博幸 副委員長　だから、統合するのもええし、新築だでというところまでは話が決まりましたですけども、市長のほうで唐突に駅北のバスターミナルのところで打ち出しんさったけえもめてき出したが、これ。(発言する者あり)だから、市長はバスターミナルのところに、委員も知らん、委員会でも話が出んようなことを唐突に持ってきて話をぶち上げんさったけえ混乱になったんじゃないですか、これは。

中西照典 委員長　そこまで言ったらちょっと……。(発言する者あり)そうそう。ただ、僕が言いましたように、1次の最終報告はさっき言ったように、二重投資になるのではないかと出された一方、免震改修すべき意見が一部の委員にもありましたが新築を推進すべきという意見でまとまりましたということで、財源や後は庁舎規模とかいろいろ述べていますけど、そういうことで締めくくってはいます。ですから、これは過去にそういうことがあったという話ですよ。

じゃあ、有松委員。

有松数紀 委員　今、桑田委員も言われましたけど、委員長に提案をさせていただきたいと思います。今の議論では住民投票の扱いについて思いが違う、扱いが違うという入り口論から全く前に進まないという状況ね、これを繰り返しておっても方向づけは到底できないわけで、先ほど来、委員長は本論に入るように、提案されている部分の議論に入るようにということを促しておられるのですが、そのことを踏まえてですけどね、私はいつまでも何回も、今回でもう20回も議論の回数重ねているわけですよ、提案が出てきた時期がいつだということは別にしても。そういったことを考えれば、私は先ほど来も言っていますけども、この2月定例、一つの大きな年度のくくりとしても、私は議会最後の日でも中間報告を、一步でも進んだ中間報告を市民に示せるような報告をしていただきたいと思いますよ。そういったことを踏まえて、住民投票を踏まえた庁舎のあり方はどうだという議論、それを考えると、先ほど桑田委員が言われたように、住民投票を踏まえれば耐震化、現在の庁舎を耐震化ということが基本じゃないかという考え方は当然あるでしょうし、我々は我々として、これまでの住民投票を踏まえた中での庁舎のあり方は新築だという考え方もあるわけですよ。その(聞きとり不能)は全く間違わない

方向だと思うのですよ。今の4案の中でも、少しでも一歩を進めるという考え方に立てば、住民投票の結果を踏まえた耐震改修という考え方の中の庁舎のあり方という考え方と、我々が考える住民投票の結果を受けて考えた庁舎のあり方は新築移転だという考え方もあるわけですよ。その部分をこの議会の中でまとめ上げましょうよ。この部分をこの会期中の中での議論としなければ、何回繰り返しても前には進まない。市民はいつまでも話をしているのだということに...

…。

中西照典 委員長 有松委員、ちょっと。あのね、要は庁舎という、何回も言う、この庁舎、本庁舎をどういうふう、鳥取市のこれからの将来のために、我々議会がどういうふうと思うかということ。いろいろの思いはそれぞれありますし、御存じのように議会が一本になる共通認識っていうのはなかなかできません。その解釈の仕方もいろいろあってきたわけです。しかしながら、議会が予算をつけた、委員会が出した資料であります。これは個々人が反対するとか反対せんというより、議会でちゃんと多数決の中でできた委員会です。その委員会に委ねたわけですから、その委員会が出した資料というものはやっぱり尊重せんといけないと思います。だからその資料に沿って、我々委員会はこの庁舎について踏み込んで、どうしようかという議論に入っていたきたい、これは何回も同じことを言っていますけども。で、きょう説明がありまして、さまざまそこはありますけども、どこからという言い方はぼっこいですが、それぞれの考え方をやって、議論をそれぞれしていただきたい。この間、棕田委員は人口の辺から入られましたけども、そのほかにもそれぞれ敷地とか、それぞれの検討すべきこと、それから機能についてはちょっとここに書いてありませんけども、今の市庁舎がどういう状況であるとか、そういうことの現実を踏まえながら話をしていただきたいと思います。

有松委員。

有松数紀 委員 私は今、提案をしたのですよね。その扱いをはっきりしといてから進めてください。

中西照典 委員長 それは進めましょうって話でしょう。

有松数紀 委員 いや、それを皆さん。

中西照典 委員長 だから、それを受けて進めましょうっていう話を皆さんに問うとところです。

有松数紀 委員 言っているのは、この議論を進めるに当たって、この2月定例会の最終日にでも中間報告を出せるような議論をしましょうということを言っているのですよ。そのことを皆さんが合意していただけるかどうか諮ってください。

中西照典 委員長 ちょっと待ってくださいよ。中間報告を出しましょうという意見が出ています。中間報告っていうのもさまざまありますけども、中間報告をまとめるのはいいのだけど、どの程度の。

はい、もう一度。

有松数紀 委員 だから、一つの方角としては、4つ案をこれ一つに絞るなんてことはまだまだ時間がかかるという中において、住民投票を受けた庁舎のあり方は耐震改修だという議論もありますし、住民投票の経過を受けて出されとる部分を踏まえると、新築がいいじゃないかという考え方もあるわけですよ。その議論を踏まえて、2つの方向の中からこの4案を耐震改修な

のか、新築なのかという部分までは議論を深めていきましょう、その結果を中間報告としましょうということを提案しているのですよ。

中西照典 委員長 そのことは、僕は当初言っていますよね、その方向でいきましょうと。ですから、いわゆるこの庁舎が、今、有松委員が言われた、ここを耐震改修、あるいは新築にするのかという方向での中間報告をまとめてほしいという方向で持っていきたいわけですが、このことについて。

伊藤委員。

伊藤幾子 委員 恐らく不可能だと私は思いますので、だから、中間報告を必ずしも、私はもう出さなくていいと思っていますが。

中西照典 委員長 その不可能というのはどういう意味ですか。

伊藤幾子 委員 有松委員さんが言われたように、その方向性を決めるっていうこと、どちらかに。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 何のために議論しているのですか。我々特別委員会では方向を示すために議論しているのですよ。出せる方向が見えないというお話ですか。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 だから、お尻を決めるっていうか、今議会にっていう期限つきでそれをするっていうのは、私は不可能だと思っています。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 そういう議論をしていたら、市民から、いつまでも同じような議論をして、何をやっているのだという批判が出るわけですよ。だから、国会でもあるように、集中審議でもし、時間延長でもし、最大の努力をして議論を深めていきましょう、前に進めていきましょうと言っているのですよ。それから逃げるのですか。そんなことはできないということで片づけてしまうのですか。努力しましょうよ。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 その努力をする上で、いろんな思いがあるって委員長がよく言われる、その住民投票に対する、やはりその見解をきっちりと私は議会として議論しないと、先に進めないと言っているところですよ。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 だけど、期日を絞らないと、この議論は終わらないじゃないですか。果てしない、1年かかってもしかた結論が見えると感じますか。市民に対しても、ここまでは方向を出しましょうというぐらいの、やっぱり我々も腹をくくって、だから、委員長には大変御苦労かけるのだけど、この会期中の中で限られた時間、最大限使っていただいて、我々そこに向き合う努力をしなければいけないと提案をしているのです。

中西照典 委員長 ちょっと待ってください。今、事務局から、事務局って、来ましてですね、先議の3月3日の討論の通告が本日5時までとなっていますので、その該当者のある方があれば、ちょっと申し出てください。いいですか。ありませんか。

じゃあ、ちょっと5時までには通告の期限が来るということがありまして、そのことについての確認が要るようですので、伊藤委員、5分ほどで。

伊藤幾子 委員 いや、10分、10分。

中西照典 委員長 では、4時25分まで、一旦休憩します。

**午後4時15分 休憩**

**午後4時26分 再開**

中西照典 委員長 それでは、委員会を再開いたします。

先ほど有松委員からの提案、中間報告は耐震改修の案か、それとも新築の案か、その辺までは中間報告で出していきたいという要請が委員長にありまして、皆さんにお聞きしたところありますが、その点、伊藤委員はまあ無理だということを言われましたが、ほかに意見はありますか。

棕田委員。

棕田昇一 委員 有松委員おっしゃったように、無期限にっていうことではいかんと思うのですね、やっぱり我々議員の責任としても。我々の任期ももう迫ってきてまして、11月、任期自体は12月ですけど、11月の選挙ということがあるわけですから、それまでには当然我々議会としての考えをまとめないかん。しかし、当然議会だけではなくて、執行部とのすり合わせといいますが、調整も必要でしょう。そういうふうに見ますと、私、代表質問でも申し上げましたけれど、あるいはきょうも申し上げましたけど、もうあと50日で新しい市長が決まるわけですから、現市長は少なくともいらっしゃらないわけですから、市長選ではそれぞれの候補予定者が庁舎について考えを掲げておられると。それがどうなるかということもあるわけですし、どなたがなればようと、議会がそれに無条件に従うということではもちろんないですけど、そこもねじれが生じてしまうということもあり得るわけですから、そういう意味でいいますと、私は我々の任期内に議会としてはもちろんのこと、執行部とのすり合わせの中で、すり合わせといいますが、議論の中で、オール鳥取市としての方向というものは出さないかんと思いますが、私は市長選を目の前に、これがまだ500日先っていうのなら別ですけど、目の前に控えている中で、議論がまとまればそれでももちろんいいですけど、無理をしてまとめるということについては、かえって混乱が生じることになるのではないかと、こうに思っております。以上です。

中西照典 委員長 どうですか、ほかの。

桑田委員。

桑田達也 委員 私の考え方はそうではなくて、市長選があろうが、市議会議員として、喫緊の課題とまで言い切った私たちが政局に紛動されることなく、左右されることなく、本当に鳥取市民にとって必要な庁舎のあり方ということを喫緊の課題と言っているわけですから、一刻の猶予もなく真剣に集中的に私は議論をして、少なくとも、先ほど有松委員が述べられましたが、私もできることならこの2月の定例会の中で中間報告をすべきだろうというふうに思っております。市長選は市長選、政局と絡めるべきではないというふうに思います。

中西照典 委員長 寺坂委員。

寺坂寛夫 委員 私も中間報告、最終報告ではありませんし、もちろん、中間報告、いろいろ議論をして、これだけ特別委員会で長くかかるとるわけです。非常に市民の方ももうずっと前からこの問題には注目されとるわけです。基本設計構想案というのが出て、各市民にも情報、チラシ等で出る出ております。ぴょんぴょんネットでも放送されていますし、非常にその動向を注目されておる中で、先ほども自治連からのほうの、ほか団体のほうの要望があったわけですので、陳情、非常にこの問題については、議会としても重く受けとめて、これはある程度の方方向性は十分協議しながら進めるべきだと思います。

中西照典 委員長 下村委員。

下村佳弘 委員 先ほどの陳情の件もありますし、合意ができたものについては、やはり中間報告という形で市民にそのことをお知らせするべきだというふうに思います。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 合意の図り方ということも関連してきましようが、当然、まさに我々が急いで、急ぎ過ぎて政局にならないようにすることも大事だと思いますので、私はまさに合意ができるものがあれば、それはそれで一定のまとめをすればいいと思いますが、その合意のとり方によって混乱が深まらないように、そのことだけは申し上げておきたいと思います。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 私も本当に共通認識をみんなが持てた共通のことでは報告に当然上げればよいと思いますけども、ただ、本当に多数決のようにして方向性を導くような、出すっていうようなことがあっては、やっぱり今後のそれこそ審議にもかかわることだと思いますので、合意したことだけであれば、中間報告するっていうのは異論ありません。

ただ、有松委員さんが望まれているようなことになるかどうかっていうのは、私はちょっと疑問があるんですけど。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 私は何も勇断を持って向かっているわけじゃないわけで、市民の負託を受けている我々としては、棕田委員言われましたけど、性急な結論になってしまわないようにということとは当然熟慮しながらしなければいけませんけども、やっぱりけじめけじめの節目をつけていかなければいけないという時期において、年度末の2月というのは普通の議会とはまた違う意味もあって、そういった意味で2月には一つの方方向、一步前進した方向を出しましょうと。その方向の中では全部議論がそこで終わってしまうわけではありませんから、そういった部分を踏まえて、我々はやはりそういった部分の努力をしなければいけないし、その努力をしましょうよということを言っているわけで、伊藤委員が言われるようなことは一切考えておりませんので、改めて言っておきます。

中西照典 委員長 では、それぞれの思いがあるようであります。この合意についても、今までさまざまな時点での諮り方というのは皆さんよくわかつられると思いますが、少なくとも議論を尽くすということは必要だと思いますので、それについては委員長も配慮していきたいとします。

それでは、素案の10ページ、これでいうとその前提条件、あるいは前提条件というのは職員

数と1人当たりの面積であります。その面積についても、今の鳥取市のこの本庁舎がどういう状況であるか等々、まず、ちょっと待ってください。ごめんなさい。

これで一遍、委員間討議は打ち切りますね、いいですね。打ち切りました。

先ほど、今、職員数は平米数出ましたね。やはり問題は今の庁舎が今どういう状況であるかということをお皆さん認識していただきたいという、その中で、人数や1人当たりの平米数というものが出来ているだろうと思います。ですから今の、以前にもありましたけども、CATVが導入されてからは現在の庁舎の平米数とか、1人当たりの、という点が今問題になっているかということがあれば、執行部のほうでお願いします。

前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 それでは、今の庁舎の現状を少しお話ししたいと思います。

まず、バリアフリーの点ですけれども、昭和39年にこの建物ができておりますが、その後も鳥取県の福祉まち条例、それからバリアフリー法等、誘導基準等ができて、現在の建物はそれに合致していない部分があるということが一つございます。それで、それを直すのにはどうしたらいいかということがございまして、まず廊下の間仕切りを改修して出入り口の幅を広げたりとか、それから階段に手すりをつけたりとか、各階に多目的トイレをつけたりとかいうことの改修が出てくると。誘導基準で階段の幅なんかがございますけれども、この庁舎の階段はもう耐震壁で囲まれておりますので、改修することはもう不可能であるというふうには思っております。

それから、面積の件でございますけれども、防災の観点から申し上げますと、4階に危機管理課がございます。執務室の一角に5平米だったですかね、防災無線室があるのですけれども、特定の防災対策室はないと。それから、執務室の状況としては、先ほどから24.4平米が中央値だというお話がございましたけれども、その約7割の17.6平米しかないという状況でございます。防災対策を、じゃあ、満足いくようにしようと思えば、先ほどもお話がございましたように、全部で1,100平米ですか、確保が必要ということです。それから、執務室も更衣室であるとか、もろもろそういうところはございませんので、倉庫もございません。面積をやはり拡充をしていかなければならないということがございます。とりあえず、そこまでにしておきます。以上です。

中西照典 委員長 今の現状を前田専門監のほうから話していただきました。そういうことを踏まえて、1人当たりの面積、あるいは、それから、今言われなかったですけども、行政のサービス等をするための必要な人数ということが先ほど前提条件の中で出ておりました。こういうことに関して皆さん、御意見があればお伺いしたいと思います。

棕田委員。

棕田昇一 委員 面積にもかかわっていいですか、それは後ですか、いいですか。

前回でしたかね、意見を申し上げて説明いただきましたが、この職員数の想定というところの説明ですね。きょうは特にテレビに映っているということで、画面にも映されながら説明がありましたので、市民に誤解があってはまさないと思いますんでね、もう一回ちょっと繰り返して恐縮ですが、私がこれ読むと今後の社会ですね、高齢化が進むから徴収体制を強化

せないけんのだっというように読めちゃうんですけど、いや、そういう意味じゃないのだということでしたんで、もう一回ちょっとここの意味をですね、それこそテレビを見ておられる市民の方にもわかりやすく御説明いただきたいと思います。

中西照典 委員長 ３ページを映してください。

- 中島伸一郎 庁舎整備次長 ４ページですかね、済みません。人口が減少してもということで、一方で高齢化社会が進む場合、当然想定されるわけですが、その場合には当然、高齢人口がふえていくと。この高齢人口に対する対応としては、福祉分野の体制の強化が必要になってくるでしょうということが一つありますということです。それとあわせて、高齢化社会が進めば、当然生産年齢人口も減少いたします。15歳から65歳未満の人口ですが、そうなってくると、税の増収体制の強化も必要になってくるということが考えられるということです。ですから、人口の減少と職員数の減少とは必ずしも正比例とならないということをここでは説明させていただいているということでございます。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 そうしますと、どうでしたっけ、それこそ、この全体構想の素案で示されているほうには、先ほどの画面の３ページのほうの徴収体制の強化だったと思うのですが、今、４ページのほうでは、増収体制の強化、これは私の意見があったから変えられた、考え方を変えられたのか、意見があったか、対策的に表現を対策で変えたのか、これ徴収体制の強化ですか、増収体制の強化ですか。ここはちょっとしっかり御説明ください。

中西照典 委員長 中島次長。

- 中島伸一郎 庁舎整備次長 棕田委員さんの御指摘もあって、改めてちょっと内部で検討させていただきました。徴収体制というよりも、増収体制というのを強化すべきじゃないかということを担当課のほうから御意見いただきましたので、修正したいなと思っています。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 じゃあ、確認ですけど、徴収体制の強化っていうのは単純に言えば、あるものの徴収が困難になるから徴収体制の強化をして、ちゃんと徴収しないといけんと、こういう感じですね。しかし、増収体制ってのは必ずしもそういう意味ではなくて、財源を確保するためにいろんな工夫や努力をして増収を図っていかないけんのだと、そのための体制、取り組みを強化していかないけんのだと、こういう意味ですね。だとすると、ここはその意味合い、表現は当然変わってくるといえることですね。じゃあ、それが１点。

続いて、もう１点。その部分で、人口減少と職員数の減少は必ずしも正比例とはならないと。私も多分、多分正比例にはないだろうと思うのですね。ただ、この正比例の正の字、正しいっていう字が、皆さん方の賢さから出ているものだろうと思いますけど、たとえ正比例でないにしても、人口減少と職員数との、私は相関関係があるというふうに思いますが、そのあたり執行部はいかがお考えでしょうか。

中西照典 委員長 亀屋局長。

- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 当然、人口規模によってということで、定員適正化計画というのはあります、確かに。ただ、その事務の内容によって、人口が減るから、じゃあ、その事務が少な

くなってくるのかということは正比例するという意味で言っているのではなくて、それはここにいう正比例に当たらないという言い方にはなっているのですが、いわゆる人口規模によって業務っていうものはある程度の確保するということであるのですが、減ることによって、先ほど申したように人口、行政面積、こういったものは変わらないので、ですから行政サービスのあり方、行政事業のあり方というものは一概には、じゃあどれぐらいの相関関係があるのかということまではちょっと分析ができないのですが、それは影響はしてくるものはあると思います。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 そこはやっぱりもっと市民にわかりやすく言われたいと思いますよ。今の結論的には比例します、相関関係はありますと。だけど、正比例ではありません、その比率での相関関係ではありませんと言われたのであって、私は正比例ではなくても相関関係はあるでしょう、あると考えますがいかがですかと言っているのですからね。まず、相関関係はありますと言われて、ただし、正比例とかその比率に応じ、そのままということではありませんよと、こう言われんと、何か認めるとだか、認めたくなくて否定しとるだか、それは私と局長とのやりとりの否定だ否定でないじゃなくて、市民にちゃんとやっぱり理解してもらおうと、こういう質疑を通してその理解が進むことが大事ですから、そういう理解でよろしいですか。もう1回ちょっと御答弁ください。

中西照典 委員長 亀屋局長。

- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 今、棕田議員がおっしゃる内容で、人口に関しては全く関係ないということはないです。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 そうしますと、職員数掛ける、この案でいいますと24平米ということが庁舎面積の大きなもとに、あるいは大部分と言うとまた少し語弊あるかもしれませんが、大きなもとになるわけですから、当然そこには影響が出てくると。ただ、皆さん方は、じゃあ、それがどうなのかというところまでは試算しておられないというね、私は前回、人口推計をもっとしっかり検討すべきではないかと申し上げたのですが、ちょっとほかにもありますけど、とりあえずここについてはそこまでしておきたいと思います。

中西照典 委員長 では、棕田委員はそこまで。ほかに何か、これを見られて、あるいはそれぞれが庁舎についての思いとか、そういうものがあれば深めていただきたいと思います。

橋尾委員。

橋尾泰博 委員 今、職員数の想定というところで議論になっとなるわけですが、合併時1,572人が、28年度は1,258人、適正化計画で、現状は今889人だが、工事が完了した折には863人という職員定数になっとなるわけですが、今後人口減少社会を迎えていくという流れの中で、やはり他都市との比較において、だんだんと職員も減らしてこないかという現実が必ずあるのだらうと思います。

それで、鳥取市も8町村と合併をして、総合支所の体制が非常に弱いというお声をよく聞きます。そういう中で人材、権限、それからまた予算というものも総合支所の充実、中山間地域

の振興を図っていくためには、やはり総合支所の充実ということも当然出てくるだろうと思うのですが、そうなってくると、例えば職員もそちらのほうに派遣すれば、本庁舎の職員数も減ってくるだろうということも考えられると思いますし、これから先というのはアウトソーシングができるようなものという部分も行政サービスを進めていく上で、私いつも思うのだが、高齢化社会になってくると、今までのようにとりあえず役所まで手続来なんせと、役所に来てもらえりゃもう行政サービスお返ししますよという、旧来然とした行政サービスのあり方というのがどこまでやれるのか、あるいは行政としてどこまで市民の皆さんのほうに近づいていけるのか、やはりこういうことも考えていかないかんと思うのですが、そこら辺の総務部長とか市庁舎整備局長の鳥取市の行政サービスのあり方、機能のあり方、将来性、こういうところはこういうふうに考えておられるのですか。

中西照典 委員長 羽場部長。

- 羽場恭一 総務部長 総務部長と言われましたので、私のほうからちょっと局長にかわって答えさせていただきますけど、橋尾委員さんおっしゃられますように、今後の本庁、支所のあり方というのは当然、日々見直していかないといけない部分だと思います。支所の今の人員が適正なのかどうかということもありますし、これから支所のほうが対策を強化していく、新市域振興監もできてビジョンもつくっていきこうという中ですので、これからの50年に見たときでも、やっぱりそういった支所のあり方というのは当然いろんな面で見直していく、その結果、職員が逆にふえて、今はちょっと減っていきよりまずけども、ふえていく可能性もあります。ただ、それによって本庁のほうの業務が少なくなるかということそうじゃなくて、支所の業務を拡充することによってということですから、場合によっては本庁はそのまま、職員のある程度の削減の見直しというようなことも出てくるかもわかりません。そういった要素は、不確定な要素というのは当然、ある程度はあると思います。

今、この中で、全体構想の中での捉まえ方というのは現状をベースにということやってありますし、それを踏まえた上での向こう何年間かの職員の見直しということではじいていますので、そういった細かい部分のところの試算、職員の面積割とか、面積の総面積っていうのはがじっとコンプリートされたものというのはなかなか現状としては難しいのだろうと思ってあります。ただ、そうはいっても、目安というか、ある程度の方向性を出さないけんということで、この基本構想立てておりますけども、ある程度の実施計画とかいろんなところの計画の中ではまた当然見直しも出てくるだろうと思っています。

基本的な考え方としては、橋尾委員さんが御質問の本庁、支所のあり方というのは、当然、これから新市域振興ビジョンも50年間というのを踏まえた中で、逆に支所のほうがふやしていかないけん。ただ、そうはいっても、それは機能の充実なり内容の充実ですから、本庁の業務が手薄になるものじゃないというような基本的な考え方を持っておりますけども、これはもっと議論が進んでいく中で面積的なものとかは、職員数的なものとかは確定していくんだろうというのが私の今の思いでございます。以上でございます。

中西照典 委員長 亀屋局長。

- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 それからもう一つは市民サービスの向上の面で、コンビニ等の証明書

の発行業務の委託というようなこと、こういったことにつきましても、庁舎の推進本部のほうでも検討は当然、窓口業務以外のサービス向上ということで考えておりますので、そういったことも、サービス面からいってどういう向上をしていくのかということで検討はしております。

それとあわせて、職員数の問題で、総合支所については8つあるのですが、今回はその7つの本庁舎の機能、これを統合することによって、いわゆる職員の配置を見直す、いわゆる分散することによって職員を置かなきゃならないところを、まとめることによって省略できるというようなことも今回の全体構想の中では考えておりますので、将来の人口見通しも含めて検討しておるかということなのですが、いわゆる定数管理、定員管理という面で、配置の状況、こういったことも踏まえながら人員も考えていっているというのが、今回の全体構想の流れでございます。

中西照典 委員長 人員もありますし、本庁舎に必要な面積というところがあります。それぞれ、今、17.4ですか。それをやはり24.4にすればどうだろうと、その内容は先ほど話されましたけども、そういうようなところも及んでいっていただきたいと思います。

橋尾委員。

橋尾泰博 委員 8ページですかいね、本庁機能に必要な面積ということで、1人当たりの面積が24.4平米と。それで、富士市から6市、抜粋してあるわけですが、これはあれですか、新築とか耐震とか全部含まれて、その何ていうの、特例市という形で抜粋をしたのであって、新築したとか、耐震改修でしたとかっていうのかな。この24.4、ちょっと教えてほしい。

中西照典 委員長 中島次長。

- 中島伸一郎 庁舎整備次長 これは専門家委員会で議論のときに特例市の調査をいたしました。その中で、新築をした都市について、これについては6市あったので、その中の中央値として表示させていただいています。また同じように、耐震改修した都市もございましたので、ここにはございませんけども、それも中央値としてまとめておりますけど、その場合は1人当たり18平米というような数値になっております。

専門家委員会の議論の中では、18平米という耐震改修した場合の平米数もあるし、新築の場合は24.4平米という平米数もあると。ただ、整備するに当たって、やはり24.4平米であれば、大体どこの都市も総務省基準に基づきながらそれぞれ都市の状況に応じながら設定していますので、ほぼ総務省基準に近い形になると。その場合には、先ほども説明しましたけども、庁舎の課題であるバリアフリー法での誘導基準を満たすことができたりとか、さまざまの改善ができるということなので、それがいいじゃないかなということで、新築についてはこの面積、1人当たりの面積がいいじゃないかなということで提案しております。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 そういう話であれば、何ていうのですかね、今、鳥取市が何ぼだったね、17.何ぼだったかいな、6ですよ、現実に長岡市でも17.3というような形でやっておられるということだろうと思うのですけども、やっぱりこころの、要は行政サービスを行っていく上でやっぱりどれくらいの、鳥取市の都市の規模としてどうあるべきかということも当然議論せなにかんと思うのですけども、その中で、先ほど前田専門監のほうでバリアフリーの問題だとか、

そういうことをおっしゃったのだけど、いえば耐震改修なんかやる場合に、耐震改修促進法で首長の判断によって、地震に強いように耐震工事をやると、けども、それをやると現在の建築基準法に対応しないと、だから、中もいろわないかんようになってくる。けども、それすると大変大ごとになるということで、緩和策がありますよね。

それで、先ほど防災の4階のことをちょっとおっしゃったけども、それは例えば増築する部分にそういう機能を持っていくということになれば、バリアフリーも含めてそういうのは対応できる。やっぱりそういう何というかね、複合的というか、総合的というか、そういうことも考えていかないかんのかなと、そこら辺の議論がまだまだ足りてないのかなって思うふうに思います。

というのは、この本庁舎のほうも5,800ですよ、2号案で提案したあれはね。それで、市役所の執務スペースというのが基本的には2万3,500という同じ比較検討しやすい中で4案が出てきておる。ということは、4分の1ですよ。5,800ということになればね。その部分というのは、先ほど言ったような首長判断によって耐震改修促進法で、今の建築基準法に合わすと大変なことになるということで、その部分は市民の皆さんが来られないような部署を配置するとかというような検討が現実にはできるのかできないのか、そこら辺のちょっとお考えを教えてください。

中西照典 委員長 前田専門監。

- 前田喜代和 庁舎整備局専門監 お答えします。まず、耐震改修促進法ですけれども、御指摘のとおり、そういう緩和規定がございます。耐震改修によって費用がかかるものですから、そういうものは、じゃあ、後回しでも結構ですという緩和規定がございます。ただ、それはあくまでも緩和規定であって、庁舎を利用される方がやはり本来の今の法律に合致していない建物で本当にいいのだからってことは、十分これから考えていく必要があると思うのです。そういうことを考えたときに、やはりより安全でということを考えれば、部署の配置を市民の方がいらっしゃらないようにするっていうのも一つの考え方、ちょっと無理があるかなという気もしますけれども、やはり安全に即したように改修していくっていうのが求められると思います。以上です。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 そういう話になってくると、私が申し上げたいのは、例えばこの際全てそういう対応しなきゃならんのかと。緩和規定があるということは年次的にやっても構わんということだろうし、それから、従来この鳥取市の修繕、改修なんかにしても、本当に年次的に予算とってやっていたかっていったら、やっぱりやってないわけですよ。さっき言われたような多目的トイレなんかにしても、そりゃあやろうと思えばできとった話だし、エレベーターにしたってかえる期間は23年か4年ということでしょう。ことしはもう26年でしょう。やっぱりやることはやりゃあいいのだけど、今んとこ正常に動きよるだけ、使いよるだけちゃうやな話が結構多いのだよ、鳥取市はね。やっぱりそういうことも反省を踏まえて、できるだけ公共な施設だから手は入れることは入れて、長寿命化を図っていく努力ね、これは予算の絡みがあると思うけども、それは市としてもやっぱりこれからきちっと考え方を持ってやってもらわんと、年

数が40何年になったからもう建て直さないけませんっていうような話でなくして、そういう考え方を、ルールをつくっていただきたい。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 橋尾さんの今の前の質問の、中島次長がお答えになった職員1人当たりの面積のことですけど、類似都市の新築の中央値ですかいね、が、24.4だと、それから耐震改修の場合が18だということでしたね。中央値をとるのか、平均値をとるのかっていうのは、統計学上は非常に大事なことでして、私も一回勉強し直してから、きょうはまだよう勉強しておりませんから、また次質問させていただきたいと思いますが、これは大きな問題ですよ。

それで、そのときにもう一つ、総務省基準法に近いかわかってありましたけど、その総務省基準というのを少し御説明いただけますかね。

中西照典 委員長 前田専門監。

- 前田喜代和 庁舎整備局専門監 総務省基準のまず考え方は、いわゆる机が必要な職員の数でもって、例えば部長さんだと、その換算人数っていうのがございます。部長さんだと1人当たり20平米に換算するとか、部長、次長だと9平米に、ごめんなさい。特別職だと20平米、部長、次長だと9平米、課長だと5平米とかいうふうに、本当の人数の換算でもって換算人数を出して、それに4.5平米を掛けるようになっていっているのです。そういうふうに出して、それが1人当たりの面積、それからそれに加えて、今度会議室であるとか、トイレであるとか、そういう共用部分にはその何%を掛けなさいとか、そういうふうにして順次、いわゆる換算人数をベースにして建物の面積を決めていくというのが総務省基準でございます。以上です。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 そうしますと、次まで、次までというのは次の特別委員会という意味じゃなくて、きょうでなくて後でいいですから、まずその総務省基準の、今御説明いただいた資料を御提供いただきたいというのが1点と、2点目はまさに今御説明いただいた総務省基準に基づいて、本市の計算をすると何平米ということになるのか、その計算結果も教えていただきたいと思いますので、これは要望しておきます。

中西照典 委員長 前田専門監。

- 前田喜代和 庁舎整備局専門監 承知いたしました。

中西照典 委員長 ほかにありますか。

下村委員。

下村佳弘 委員 5ページの敷地の特性と比較というところですけども、庁舎が建つ位置っていうのは非常に重要なことですが、その中で液状化対策がありますよね。現本庁舎の敷地だけが液状化対策が一般的に必要ということになっているのですけども、これはどういう意味でしょうか。

中西照典 委員長 前田専門監。

- 前田喜代和 庁舎整備局専門監 ここの液状化対策につきましては、鳥取県の液状化マップというのがネットで見ることができます。それを参考にいたしまして、こういうふうに液状化マップの中には駅南庁舎は対策が不可避とか、現本庁舎敷地については、こういうふうに現在の駐

車場部分とこの建物の部分の色が少し分かれておりまして、建物のほうが少し安全側に建っているっていう表現がしてあったものですから、こういうふうに記入してあるということでございます。以上です。

中西照典 委員長 下村委員。

下村佳弘 委員 本庁舎の敷地は既に液状化対策がしてあるから必要ないと、根本的なものは必要ないのだけでも、一般的にいえばすべきなのだろうなというような意味じゃなくて、駐車場と今の敷地とは土のかたさというか、土壌の状況が違うということですか。これは前の薬研堀の関係でそういうふうになっているわけですか。

中西照典 委員長 前田専門監。

- 前田喜代和 庁舎整備局専門監 色分けですのではっきりわかりませんが、まず最初に、この建物が液状化対策してあるかどうかということですが、してありません。液状化に対しては、例えば基礎の補強であるとか、いろんなことが出てくるのですけれども、耐震診断をこの建物に行っております。その耐震診断のときの記入に、液状化の危険があるので耐震改修時にはそれをきちっと補強などをしてくださいということを書いてありますので、今後耐震改修を行うときにはそういうことが必要であるということで、線引き、この敷地と駐車場、薬研堀と全く関係ない話でして、ただ色塗りがそういうふうに分けてあるという大ざっぱなものでございました、県の場合はですね。ですから、この建物は液状化をこれから考慮しなければならないということです。以上です。

中西照典 委員長 下村委員。

下村佳弘 委員 理解としては耐震改修をしようと、この位置に建てかえようと、どちらになってもこれ液状化対策は、じゃあ、不可避というふうに捉えてもよろしいわけですね。

中西照典 委員長 前田専門監。

- 前田喜代和 庁舎整備局専門監 そのとおりでございます。耐震診断報告書にもそういうふうに入力してございます。以上です。

中西照典 委員長 寺坂委員。

寺坂寛夫 委員 今の液状化対策ですけど、実は皆さん御承知のとおり、隣の赤十字病院、今、基礎工事を行なってるわけです。現在地盤から30メートルまでP C ぐい、コンクリートぐいを打ち込んでおりまして、ずっと3本つなぎで見えていましたら、16メートルぐらいから液状化現象、ヘドロがぶうっと噴き出します、すごい勢いでね。それでまた、最終の30メートル近くの1.5メートルぐらい、28メートル近くでまたさらに液状化が出ると。もうヘドロの海ですので、ですから、今、専門監言われたように、耐震構造にすればぐいの補強も要ると、今、H鋼が入っているわけですけどね。非常に今の場合は、日赤の場合は丸い90センチのP C ぐいですが、コンクリートぐい、ピアノ線が入った、その真ん中にある程度空洞があるのはまたコンクリートを詰めるという格好でしますので、非常に軟弱地盤であるということは間違いないと思います。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 今のところの敷地の特性と比較というところで、周辺施設ってというのが一応旧市立病院跡地には書いてあるのですが、この現本庁舎敷地と駅南庁舎の敷地のところには何

も書いてないのですけども、この周辺施設っていうものの考え方と、それと、あと旧市立病院跡地には東部消防局とか美保公園、市民体育館ってあるのですが、位置的に駅南庁舎の敷地から見ても何か近いのにとったりもするのですが、それが書かれていませんので、周辺施設という捉え方の、考え方っていいですかね、ちょっとそれを教えていただけませんか。

中西照典 委員長 中島次長。

- 中島伸一郎 庁舎整備次長 済みません。これにつきましては、防災と窓口サービスの機能強化に関する中間報告のときに、防災部会のほうでまとめた資料をそのまま引用しています。防災上の観点から、周辺施設としては、旧市立病院跡地に東部消防局と美保公園とか市民体育館があって活用できるということでまとめてあるということでございます。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 駅南庁舎のところも位置的には同じように東部消防局とか美保公園とか市民体育館というのは利用できると私は思うのですけど、それが書いてないのは何か理由があるのでしょうか。ただその中間報告の中で書いてなかったからってということですか。

中西照典 委員長 中島次長。

- 中島伸一郎 庁舎整備次長 済みません。ちょっとはつきりはしませんが、このときには多分、旧市立病院跡地とか駅南庁舎とか、それとその施設の距離で大体近いということでこちらのほうにそういった周辺施設があるということで、防災上の活用できる施設として載せてあると思います。

中西照典 委員長 そのほかに。

例えば先ほど人数の面、それから1人当たりの面積、棕田委員からもどうなっているかって出ていましたけども、その辺をある程度、きっちりしたものはどっちにしても違うわけですけど、それぞれの思いが。その辺のところも皆さんの意見の中である程度詰めていただきたいなという気がいたします。

有松委員。

有松数紀 委員 別の部分でいいですか、質問でね。

ライフサイクルコストという部分で、少し改めて確認をさせていただきたいのですけども、きょうの資料の中ではちょっと読み取りにくい話なのかもしれませんが、2029年あたりに現本庁舎は建てかえが必要だという予測といたしますか、そういった計画を示していただいているのですけども、以前の説明の中で、現本庁舎のイニシャルコストの部分に関しては、基本的には耐震工事主体であって、それ以外の部分に関しては金額として盛り込んではいない。外壁とか、あるいは天井、内装工事とか、そういった部分に関しての工事を含んでいないというような説明があったというふうに思っているのですけども、そういったことを踏まえて、2029年に建てかえをするということであるのなら、その中身がどこまで含まれているのかという、どういった事、この建てかえについては当然仮庁舎といいますか、そういった部分も必要になってくるでしょうし、駐車場の確保ということも当然必要になってくるでしょうし、こちら辺のものがどの程度ライフサイクルコストに盛り込まれているのか、盛り込まれていないものがあるとすれば、その程度のものが予測されるのかという部分、もう少し丁寧な説明をいただ

たらと思いますけども。

中西照典 委員長 前田専門監。

- 前田喜代和 庁舎整備局専門監 耐用年数65年が過ぎた後につくる建物について、どの程度そういうことで考慮してあるかっていう御質問だろうと思いますけれども、まずどういうふうに住てかえ費用を出したかと申し上げますと、この建物は現在いわゆる免震とかそういうものをしておりませんので、現在の34万1,000円から免震工事部分を引いてあります。それは日本設計の例の計画の中に約7%、免震工事に費用がかかるっていうことを書いてございましたので、34万1,000円から7%を引いた単価でもって試算をしているっていうことでございますので、免震以外は現在望んでいるような建物を建てることのできるという費用でもって試算をしているっていうことでございます。ということでよろしいですかね。あと、仮設についてどうするかとか、駐車場はどうするかとかいうことについては一切考えておりません。以上です。

有松数紀 委員 考えていないと言われても、具体的にはそれが必要になってくるじゃないですか。それなしでこの庁舎自体が建てかえられるやり方があるのであれば示していただきたいと思いますけども。言っていることわかりますかね。この庁舎が古く、15年なり、それが20年になるかもしれませんよ。そのときに、いずれかは建てかえなければいけないということをずっと執行部からも聞いてきたわけで、そのときに建てかえに当たって、建てかえだけの実際の費用だけで済むのかという、済まない部分があるのであれば、別に経費がかかる、先ほど言ったように仮庁舎が必要なスペースが必要なのということがあるのであれば、あるいはこの部分で駐車場として確保されていた部分が、例えば工事の必要な部分としてとられてしまって、一般市民が新しい増築した庁舎を利用するに当たって、駐車場のスペースがないということになったり、そういった部分での対策というものが当然必要になってくるわけで、こちら辺の考え方は執行部として、それは考えていませんということにはならないわけで、市民の方々のそういった部分は十分理解した上で、既存の本庁舎の耐震化ということを議会がどう判断するのかということの材料としては示していかなければいけないと思うのですよ。そういう部分をどう考えているのかということです。

中西照典 委員長 前田専門監。

- 前田喜代和 庁舎整備局専門監 まず、ライフサイクルコストを算出、比較するときに、まず一番比較しやすい、わかりやすい方法で比較をしたいということがございました。そういう観点からすると、途中に付加的に、例えば前につくった立体駐車場がどう、例えば解体しなければならぬとか、仮設の駐車場を利用しなければならぬとかいうことを加えますと、非常に複雑になってくるっていうことでございます。あくまでも1、2、3、4案を比較したときに、単純比較がうまくできる方法としてやったことでございまして、実際に65年の耐用年数が過ぎたときにいろんなそういう諸問題が起きてくるということはあるかと思いますけれども、ライフサイクルコストの費用算定としてはそこまでは考慮はしていないと。かえって考慮するとややこしくなるっていうことがございます。ということでございます。以上です。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 ちょっとかみ合っているのか、かみ合っていないのか、私のほうが理解をしてな

いということなのかもしれません。50年という大計の中で数字は出ております。その中で、2029年というのは50年の経過の中で、15年とか20年の間の中でこの現本庁舎を、いずれ新築しなければいけないという、これは事実だということをずっと聞いてきたわけですね。その部分に関して比較論からすると、そういういろいろな条件を入れると比較しにくいからということとはわからんではないですけども、そのことの対応をせずに新築はできないということだと私は思っていますのであって、例えば、この比較には入っていませんけども、実際にはこういうものがかかりますとか、こういう課題がありますということがあったら示してくださいということ、そして、それを検討してないということでは不十分だという思いもあって聞いているのですけども、もう一度答弁をお願いします。

中西照典 委員長 前田専門監。

- 前田喜代和 庁舎整備局専門監 まず、65年というのは一つの試算ということはございます。あくまでも65年が来たから、すぐやっぱり解体しなければならないっていうことではございません。あくまでもその試算をするための一つの耐用年数っていうものを設定して、ずっとやっているということでございます。ですが、実際にそのころといいますか、建てかえる時期は近い将来は来るのであろうというふうに思います。そのときにどういう問題があるのかということとは御指摘のとおりでございますので、少しこれからでも検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 今、2029年の建てかえという話が現実には表に出ているわけだけど、我々が耐震改修及び一部増築案を出して、ここに免震工事、特殊工事を行えば、40年、50年、県庁と同じような方法で維持すれば可能だろうと。だから、私どもはとてこの29年に建てかえをするという頭は持ってないです。

それで、そういうことを有松さんが言われる、その気持ちもわかる。わかるけども、そうであるならば、耐震改修及び一部増築案を検証して、日本設計さんが建設費プラスその他費用も出して、市が出して、10億2,000万か、その他費用出したよね、それで、例えばこの全体構想の整備案、市立病院のほうの計画は建設費だけしか出てない。現実と比較検討するのであれば、市立病院跡地のほうについても、当然私は、その他費用というものをこの特別委員会に提示をされるべきだし、それができないようであれば、やはり2号案の建設費と新築の建設費との比較をしていくということになるだろうし、それから、この現本庁舎の建てかえ、それぐらい延びるというふうに思っています。

それで、何十年も先のことを今どうのこうのっていう気持ちもわからんではないけれども、現実には、じゃあ一つの私がぱっと思いつく中では、じゃあこの市民会館どうするのだという話も当然出てくるだろうし、この市民会館のこの土地っていうのはどれだけあるのですかね。

ここの現在地の土地が7,900ぐらいあったのかな。それで市民会館の占めている部分の土地が何ぼあるのか。これ合わせれば結構な面積になってくると思うけども。

中西照典 委員長 前田専門監。

- 前田喜代和 庁舎整備局専門監 敷地については、今調べておりますけれども、その他費用の件

について少し述べさせていただきます。この画面をちょっと出してくれる。概算事業費。

今、画面に出ましたけれども、概算事業費ということで、下のほうに、その他経費ということで、3.9億とか3億と、5.3億とか2億とかいうふうに見てあります。これは、それぞれの整備案1、2、3、4について、例えば整備案1ですと、測量費、地盤調査費、それから土壤汚染調査費、それから移転費、解体撤去費等が3.9億かかると。それから整備案2につきましても、同じようにその他経費として、今度は現地の測量費、地盤調査費、文化財調査費、それから移転費、解体撤去というふうに、ここでその他費用として考えられるものを見させていただいているということでございます。以上です。

中西照典 委員長 面積は今調べているようですが。

橋尾委員。

橋尾泰博 委員 この今の、その他費用ということでおっしゃったのだが、こんな3.9億や3億やこんな金額でなるわけじゃないでしょう。この数字で納得しろと言ったって納得できんで。

中西照典 委員長 前田専門監。

- 前田喜代和 庁舎整備局専門監 まず、整備案1につきましては、市立病院跡地の測量費として236万3,000円、地盤調査として2,142万円、土壤汚染調査費として3,625万2,000円、測量試験費として0.6億が見てあると、移転費につきましては、延べ人数掛ける5万円掛ける消費税ということで、0.48億円見てあると、解体撤去費につきましては、現本庁舎と第二庁舎の解体撤去として2.86億円見てあると、全体でそういうふうに試算をしていくと3.9億円になるというふうにして、それぞれの項目について、例えば整備案2につきましては、文化財調査費として1億2,694万4,000円が見てあるというふうに、それぞれの案について積み上げたものでございまして、御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

中西照典 委員長 それは意見で。

わかりましたか、面積。まだですか。じゃあ、ちょっと面積は後にして。

寺坂委員。

寺坂寛夫 委員 概算事業費ですけど、整備案の2ですけど、これはあれですね、文化財調査等は含まっていないということですね。それともう1点、本庁舎の耐震改修の8.3億円というの、この一般耐震改修ということで、H鋼補強ということだろうと思いますけど、実際H鋼補強ではこの6階建てで、またくいを打たないけないという考えがあるのかと思いますが、実際ほんとにそれで持つのか、または鉄筋コンクリートの建物でありながら鉄骨コンクリートじゃありませんのでね、その辺の調整できるのかどうか、耐震の補強を。それをちょっとお尋ねしたいと思います。

中西照典 委員長 前田専門監。

- 前田喜代和 庁舎整備局専門監 まず、文化財調査費ですけど、先ほど申し上げましたこの整備案2には1億2,694万4,000円が見てあるということでございます。それから、耐震改修につきましては、一般耐震でやってございます。なぜ一般耐震にしたかと申し上げますと、いわゆる免震をやっても費用がたくさんかかるという面もございまして、それから地下をそのまま残すということになれば、例えば洪水のときの電気設備だとか、もろもろのことのやっぱりクリ

アできないとか、いろいろ問題がございますものですから、今回の試算については、この建物は一般耐震でやってみようということとで8.3億円を計上したということでございます。以上です。

済みません、もう1点。くいに、いわゆる地盤の補強については、8.3億円の中のくい補強は見てございます。これは耐震診断のときの費用を考慮して上げさせていただいております。以上です。

中西照典 委員長 寺坂委員。

寺坂寛夫 委員 先ほど土壤って言いましたけど、ヒ素対策、ヒ素処分費、それが10億円というのが当初ありましたが、それは入ってないということですね、それはね。

それとまた、H綱で補強すると、一般耐震。これ鉄筋コンクリートの部分との調整できるのかどうか、実際、H綱だったらH綱でやるのが大体補強ですけどね、この辺のできるかどうか、その辺は。

中西照典 委員長 前田専門監。

- 前田喜代和 庁舎整備局専門監 例えば例に挙げますと、県庁の免震改修の場合、県庁の建物も、もともとはH綱で基礎がなされておりました。その後、免震改修をするときに同じように増しくいを打っております。県庁の場合の増しくいは鋼管でたしかやっているというふうに聞いておりますので、この建物もH綱の部分も生かし、また増しくいも交換なり、いろんなくいを持ってきて、基礎補強することは可能であるというふうに思います。

中西照典 委員長 中島庁舎整備次長。

- 中島伸一郎 庁舎整備次長 済みません、先ほど市民会館の敷地面積ということがありまして、今、基礎調査を見ますと、本庁の市民会館で合わせて1万2,064.79平米ございます。それを、本庁の敷地面積7,096.17平米引きますと、4,095.62平米となります。4,095.62平米、4,095ですかね。

中西照典 委員長 そのほか。

では、桑田委員。

桑田達也 委員 今、概算事業費の中で種々議論があったわけですが、私は少し単純にお聞きしたいし、確認の意味も含めて、先ほどライフサイクルコストで、14年後には新築をしなければならないと。その上で、この躯体そのものの強度の問題ですが、コンクリートといえばこの近代建築の象徴のようなことで、何年もつかということもはっきりと、建築学的に何年ということが出ているような、出ていないような気がするわけですが、そこで、耐震改修をする場合、当然ながらここの中性化がどの程度進んでいるのか、本格的にこれは検証していかないといけないと思うのですが、改めてその費用をまずお伺いをしたいと思います。検査の費用ですね。

中西照典 委員長 前田専門監。

- 前田喜代和 庁舎整備局専門監 費用を今、探しておりますけれども、コンクリート自体が何年もつかというお話は、以前に、角谷議員さんのときだったかもしれませんが、コンクリートの寿命とか、そういう話がございました。コンクリート自体は中性化が進むことによって強度が落ちるっていうことはないですね。あくまでも中性化っていうのは何が問題になるかってい

うと、中の鉄筋がさびてしまうことが問題になるわけです。ですから、その中性化によって強度が落ちたりとか、そういうことはないということで、その建物にひび割れがいて、そのひび割れから雨や二酸化炭素が入ることによって、また鉄筋がさびるということで、建物の一番悪いのはその鉄筋がやっぱりさびてしまう、いわゆるコンクリートと鉄筋が仲よくしているのが、それが仲よくなれないということ一番の原因なんです。そういうことからすると、もしそれだけきちっと解消すれば、建物は幾らでももつという理屈になるのです。ですから、この建物も外部についてはきちっと調査はしておりませんので、外部の鉄筋のかぶりやすさであるとか、ひび割れがどういう程度入っているとか、外部の中性化もはかっておりませんので、中性化はどれくらい進んでいるのかっていうことを調査した上で、やはりその対策は講じていかなければならないと、その長寿命化に関してはですね、というふうに考えております。

費用については、今調べておりますので、わかり次第また、次回になるかもわかりませんが、報告いたします。以上です。

中西照典 委員長 桑田委員。

桑田達也 委員 じゃあまた後ほど教えていただきたいと思いますのですが、もう2つお伺いをしたいと思うのですが、1つは、市民サービスの観点ですが、事務事業を統合して対応していくというようなことも、耐震改修の場合も含めて、あると思いますが、この市役所というのは、当然ながら不特定多数の方々が訪れるわけですが、庁舎というこの性質から、市民のプライバシーを保護する、いろんな相談があった場合に、そういうスペースというようなこと、こういったことが今の現本庁舎では確保されていないわけですが、これは庁舎として、あるべき姿といたしますか、基本的な考え方として、そういう市民のプライバシー保護のためのスペースといたしますか、その考え方、何か示されているようなものっていうのはあるのでしょうか。一般論ということなのかもしれませんがね。

中西照典 委員長 前田専門監。

- 前田喜代和 庁舎整備局専門監 個人情報の保護という点で、例えばお客様が市民課のところにおいでになられたときに、各お客様の間につい立てがそれぞれ立っていて、直接は、いわゆる声が判断できないような対策をとるとかですね、ブースを何力所かつくって、そのブースの中でお話を聞かせていただくとか、そういうふうに少し仕切りを入れることによって、ある程度守っていくというのが大体のスタイルでございまして、そういうことは当然駅南庁舎でもできていないということでございます。ですから、あくまでも一般論になろうかと思いますが、以上です。

中西照典 委員長 桑田委員。

桑田達也 委員 そういったことは、将来的な人口減少ということがあったとしても、庁舎として必要な、確保しなければならない機能の一つだろうというふうに私も思うわけですが、それともう一つお伺いしたいのは、以前、何回目かのこの特別委員会の折に、執務を行う建物、この本庁舎の現状ということ職員課長が説明をされたことがありました。ケースを1から5ぐらいまで上げられまして、例えば授乳室がこの本庁舎ではないので、1階や2階の相談室のようなどころを使ってしまえば、今度は逆に相談室としての機能が果たせないですとか、また、

先ほどエレベーターのことがありましたが、エレベーターにしても、これは事故というか、急病人が発生して、ストレッチャーが入らないエレベーターのスペースだったというようなことで、こういったことも解消しなくてはならないとか、また防災面でいけば、女性職員の更衣室がないとか、また安全衛生だの労働衛生法ですかね、そういうことで職員の皆さんの中の衛生委員会で議論をされて、そして職員の方が横になって休むスペースであるとか、そういうもろもろのことを指摘されたわけですが、この整備案2ということの中で、こういうクリアしなければならない問題というのが実際あると思うのですが、これが現実問題、エレベーター一つにしても、ストレッチャーが十分に入るエレベーターの設置をすればそれだけのスペースというのが必要になってくるわけですし、そうすると全体的なやはり構造それ自体も変わってくるでしょうし、そのあたりのことを教えていただきたいと思うわけですが、どうでしょうか。そういう今のこの執務をする上でのデメリットが相当あるわけですが、そういったことも御議論された上で、この耐震改修というのは余りメリットのあることではないなと、新築移転ということになったとは思いますが、改めてそこをお聞かせいただきたいと思います。

中西照典 委員長 亀屋局長。

- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 今、桑田議員がおっしゃったように、スペース的な問題ですよね。それは冒頭ちょっと説明させていただきましたけども、バリアフリーの対応によって、いわゆる物理的にできないものですよ。ある意味では階段の幅、これは今の現状の段階では広げたり、高くしたりということは構造上できないと。するとすれば新たな階段棟をつくって、そちらで別途対応しなきゃならない。

それからエレベーターにしても、エレベータースペースが限られていますので、箱の中身を広げていくということは物理的に難しいということになれば、この現状の中で対応しようと思えば、新たなエレベーター棟をつくる、それを横側につけて、それで対応していくというようなことがあります。

ただ、もう一つ、そのスペースですよ、いわゆる休憩スペースなり、そういったスペース、これは1人当たりの面積を十分とれば、それによってそういう空間ができてくるということで、いわゆる改修においては、限られたスペースだから広げようがない、それは増築するか新築するかによって、人を出すことによってその空間が生まれてくると、そういう対応をしなきゃ、こういう問題は解決しないということになってくると思うのです。

中西照典 委員長 桑田委員。

桑田達也 委員 わかりました。それで最後に、障がい者福祉の観点からお尋ねをしたいと思うのですが、以前、私も質問させていただいて、現状、職員の皆様の中で、何らかの障がいをお持ちの方が勤務をされていると、それで車椅子とかを使用しなければならない職員の方がいらっしゃったとして、その方の職務スペースですね。先ほど24.4平米ということがありましたけども、障がい者福祉の観点から、将来的にもそういった方々が安心して庁舎で仕事をされるに必要なスペースというものの基準というのは現状あるのでしょうか。

中西照典 委員長 中島次長。

- 中島伸一郎 庁舎整備次長 現状の庁舎の中では、なかなか車椅子対応というのは難しい。ただ、

人事の配慮の中で、車椅子が通過できるところに近いところとか、移動が少ないところであるとか、そういった配慮をしながら人事配置をしているということでございます。

中西照典 委員長 桑田委員。

桑田達也 委員 ということは、スペースという問題があるがゆえに、御本人が希望の職場といえますか、その人の特性を十分発揮をしていただける人事というよりも、今の手狭なスペースであるから車椅子での行き来ができる、そういったところに人事上、障がいをお持ちの方の配置ということも考えなくてはならないという理解でよろしいでしょうか。

はい、わかりました。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 まず1点は、先ほどストレッチャー対応のエレベーターのことですけど、類似他都市の状況と、それから総務省基準としてはどうなのか、市役所の庁舎にですよ。そのあたりいかがですか。

中西照典 委員長 今出ないようでしたら、調べて。次長、どうですか、どうですか。

亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 調べて、また連絡をさせていただきたいと思います。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 先ほど桑田委員おっしゃっていた中でのプライバシーのこととか、バリアフリーのこととか、それはもう耐震だろうと新築だろうと当然必要だと思っています。その分経費が多くなることについて反対する市民もいないと思います。ただ、全ての問題をクリアできるのか、今のストレッチャーの問題含めてですね、そのあたりは大いに検討をまた要するところだと思いますので、今出ないということは検討されてないということでしょうか、また教えていただきたいと思います。

あとほか何点かありますけど、委員長、いいですかね、続けて。

中西照典 委員長 一応、これは喫緊の課題ということで6時までを一応めどとして、今私は考えております。皆さんがここで一旦切って次回にということになれば、そういうふうにしますけども、とりあえずは6時までめどに、私は考えております。

棕田委員。

棕田昇一 委員 じゃあ、ちょっと続けますが、途中橋尾委員のほうから御意見あったのですが、最初私、ばあつとよう発言しちゃったので、私ばかり発言してもいけんかなと思って、ちょっと控えたものですから、ちょっと戻った話になりますけど、総合支所との絡みです。これまでも私、この委員会で意見申し上げてきましたが、総合支所、単に耐震化というだけではなくて、まさに機能。そうすると、今この市庁舎整備はまさに耐震化の議論から始まっているけれど、機能のことも当然大事だということで検討されている。総合支所も、当然機能ということも検討せないけんとなっている。

そうすると、この2つの機能が当然ばらばらではないわけですし、やっぱり連関してくるわけでありまして、そうすると、この間も申し上げましたが、総合支所のほうは新市域のビジョンのほうで検討することになっておるから、そっちに位置づけておるから、この議論とリンク

しないということにはならないわけでありまして、そうすると、それは機能の問題、当然職員の問題、一般論でいいますと職員がふえるのか減るのかということも含めて、当然かかわってくる。そうすると、最初の人口減、職員数、面積でどうであれ、その必要な面積がどうなってくるのかということにこれは直結する話でありまして、もう一度、その庁舎、総合支所については、単に存置するというだけではなくて、あるいはさらに機能等についても検討するというだけではなくて、この議論と当然リンクして、総合的に当然考えなければならないことだとも思いますが、そのあたりについて、いかがお考えでしょう。

中西照典 委員長 亀屋局長。

- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 この件につきましては、定員適正化という、全体の職員数の中でどうやりくりしていくかということにつながっていきますので、全体数も総合支所についてどういう今後、将来的に取り組んでいくのかということをも明確にすれば、逆に総数の中で本庁職員を減らして、先ほどちょっと総務部長が申しましたけども、本庁機能の職員数を減らして、総合支所に持っていくという形もあるかもわかりませんし、なおかつ、それに伴って本庁業務が手軽になってくるのかといったら、そういうわけにもいかない。増員をもし考えてこなきゃならないのかということも出てきますので、ですから、基本的に今、総合支所と絡めて、本庁業務というものはどう変わっていくのかということではなく、本庁業務としては、現在特例市として事務に携わっているわけですから、それに対する職員数の考え方ということで、この庁舎整備に当たっては積算しておるわけです。

ですから、総合支所に対する考え方というのは、職員をふやさなきゃならないということであれば、今度は増という形になってくるかもわかりません。ですから、そこを将来的に見きわめて、近い将来という形も当然あるのですけども、人数の定員適正化というのは、一概にこちらをふやせばこちらは減るという単純な作業にはいかないと思いますので、これは今の全体構想の考え方の中では考慮してないという考え方で走っているものでございます。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 今のはなかなかちょっと理解しにくいと思いますけどね。抽象論、ごくごく一般論としたら言われるようなことはあるかもしれませんが、現実的に、じゃあ総合支所の職員数をふやしたから総数をふやしましょうと、そうなるのですかね。なるのですかねっていうような議論をこの場でしとっていいけませんので、先ほどの説明では納得しがたいということが申し上げたかったわけですが、いずれにしても、市役所の機能ですね、それが本庁の機能、総合支所の機能、その連関という、当然職員配置の問題とこうなってくるわけですから、前回もというか、これまでもずっと一貫して申し上げておりますけれど、この分だけ先行して、そしてそちらは別途後だということにはならない、やっぱり全体像をちゃんと持ちながら検討していかなければならないというふうに考えておりますので、そこについてのお考え一つと。もう一つは、そういう意味でいいますと、今度は職員数に直結する大もとの定数の適正化のことについても、その時点で、この庁舎の議論は全く加味されてないというか、検討されてないのしょうから、庁舎の議論というのは当然、この機能ということとやっぱり職員の配置、業務ということとは一体的なものですから、そういう意味においても、全体構想の素案で示されて

いるものというのは、もっともっと検討していかないけん部分、あるいは検討を深めていかないけん部分というのは多々あるのではないかと、こういうふうに思いますが、いかがでしょう。

中西照典 委員長 羽場部長。

- 羽場恭一 総務部長 今、亀屋局長のほうで申し上げたとおりでございますけども、繰り返しになるのかもわかりませんが、支所業務の充実、存置すると言っておりますけども、その支所業務の充実というのは、それはそれでまた検討していかないけない話だろうと思っております。それによって職員数がということも出てくるでしょうし、その庁舎のあり方というか、その大きさも出てくるのかもわかりませんが、現在は、それぞれの旧の役場を使っておりますから、スペース的なものは十分に足りておるといって、あとは機能をどうやって拡充していくかということだろうと思っておりますけども、この現在の本庁舎のほうの検討、本庁の7つの庁舎をどうするのかというあたりとも完全にリンクして動くというふうには私どもは捉えておらないのですね。支所業務のほうは支所業務で新市域振興ビジョンとか、いろんなところでの検討がある、だからそれが同時進行であれば一番ベストなのでしょうけども、多少ずれてもそれはそれでよいのかな、とりあえず今、庁舎整備局が検討しておるのは、その7つの庁舎をどうするのかというところに絞り込んで検討を、今ずっとこの何年間かはやっておりましたので、それを今の段階から支所も含めてやっていくという考えには立ちません。

ただ、支所をおざなりにしているものではなくて、支所は支所で機能拡充をどうしていくのかとか、その地域に密着した業務をどうするのか、それに伴ってバリアフリーとかいろんなことの機能保全、それから耐震化、それは当然やっていくべきだろうと思っておりますけども、同時進行というのがベストでしょうけども、多少ずれることはあり得るのかなというのが私どもの考え方でございます。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 単に進行の時間差のことを言っているのではなくて、中身が当然関連してくるでしょうと。総体的なものがあるのに、こちらだけ最初に進んで、こちらは後でずれるという話ではなくて、全体像がちゃんとする中で進行というのはそれはいろいろあるかもしれないね。しかしやっぱり全体像、つまり総合支所の機能とそれを踏まえた職員配置等がどうなっていくのかということとは、私は切り離しては考えられないと思います。最初の議論にあったように、それが正比例という、正の比例ということではないにしても、当然関連してきますでしょう。それは別のことだというふうに私は納得できないというか、理解できませんね。

中西照典 委員長 今、棕田委員はそう言われますが、執行部としては先ほど羽場部長が言われた、今の見解でこの案を出されているということですね。

そのほかに。じゃあ、寺坂委員。

寺坂寛夫 委員 技術的なことでちょっとお尋ねしますけどね。H鋼で耐震補強されるって言われましたね。北側については御存じのように引き戸で、引き戸になっていますよね、戸が、窓が。戸が開き戸になっているわけですよ、全部。非常にH鋼になれば窓もあかないという状態でしょうし、それは窓は直されるのかどうかかわかりませんが、その辺とまた、壁のこととか言われましたけど、肉厚とか、かぶりの。鉄筋コンクリートの鉄筋とかかぶりがありましたね、

50年前の構造基準では何ミリというのが決まっているわけでしょう、図面もあるわけですし。今ではその3倍ぐらいのかぶりがないといけんとか、そういう基準があると思うのです。その調査せないけんとか言われるのですが、その図面はある程度、肉厚とかその辺はあるわけですわね、想定はできると、その辺はね。その辺がまだわからんとかっていう話に、あと15年しかもたないとか、今の段階では。それがあると思います。その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

中西照典 委員長 前田専門監。

- 前田喜代和 庁舎整備局専門監 まず、耐震補強ですけれども、一応耐震補強はどういうふうにするかっていうのは、耐震診断のときの資料に耐震補強計画というのがざっとしたものが載っています。それに基づいて今回は試算をして入れてあるということでございまして、サッシが、その開きが外開きになっているというところについては、極力除いたりして、どうもやっているようです。ですから、きちっとした耐震補強設計ではございませんので、それは今後もしきちっと詰めていく必要があるというふうに思います。

それから、鉄筋のかぶりにつきましては、これは従来は建設省、今は国土交通省の共通仕様書がございまして、仕様書の中に基礎は何センチ、それから柱は何センチというふうに規定がございます。恐らくその規定は、先生おっしゃる時代と今とは変わってないというふうに思っている、建築の場合はですね。例えば、柱の場合は3センチとか、基礎の場合は4センチとか、そういう規定がございますので、それについても、そんなに変わっていないのかなと思います。ですが、これはきちっと、実際に幾らかぶりがあるかっていうのを調査していこうというふうに思います。

それで、ちょっと済みません。先ほど桑田先生のほうから費用の件がございましたけれども、その調査の費用が調べております。それで、調査内容が外観の劣化損傷調査、それから柱、壁、張りなどのコンクリートの状況の調査、鉄筋のはつり調査、それからコンクリート強度、鉄筋の不足調査等々で、直接工事費で1,180万、それに経費を入れまして約1,900万、外部を調査するとかかるというふうな見積もりはいただいております。以上でございます。

中西照典 委員長 まだまだ論は詰められておりませんが、先ほど申しましたように6時となりました。それで、これは先ほど有松委員が言われたような方向で、中間報告をということですので、まだ議論を詰めていきたいと思っておりますので、今、副委員長と相談した結果、3月5日の午後1時からこの委員会を持ちたいと思っておりますので、皆さん、御予定に入れていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。(発言する者あり)それは、次回の問題ですか。次回になりましてもよろしいかという。じゃあ、次回にどうかという。

それよりも、まず時間がね、今1時からっていうのをおくらせていただきたいという方がいらっしゃると思いますので、2時でもいいですか。時間をおくらせてって言うておられた、2時でいい。(発言する者あり)

じゃあ、急に決めましたので、時間的には、3月5日の2時、よろしいですか。

じゃあ、それで決めていきたいと思っております。

伊藤さん、次回に向けての、はい。

伊藤幾子 委員 先ほどちょっとお尋ねしました、敷地の特性と比較のところ、庁内の検討会だか、推進本部か、そういうところの防災のほうからの資料をそのまま出したということだったのですが、その周辺施設の考え方と、なぜここが入ってないのかというのを、もうちょっとわかりやすく聞いてきていただけないでしょうか。私としては、さっきも言いましたが、駅南と旧市立病院跡地がちょっと近いので、同じ条件かなという理解をしていますので、お願いします。

中西照典 委員長 それでは、よろしくお願いします。

それでは、庁舎整備に関する調査特別委員会、第20回をこれで終了いたします。御苦労さまでした。

**午後 5 時58分 閉会**